

議 事 日 程 (第 1 号)

平成24年 3 月12日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 議案第 1 号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 6 議案第 2 号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 7 議案第 3 号 平成23年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 8 議案第 4 号 平成23年度関ヶ原町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 9 議案第 5 号 平成23年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第10 議案第 6 号 平成23年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第11 議案第 7 号 平成23年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1
号)
- 日程第12 議案第 8 号 平成23年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第13 議案第 9 号 平成23年度関ヶ原町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第14 議案第10号 平成23年度関ヶ原町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第15 議案第11号 住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例につ
いて
- 日程第16 議案第12号 関ヶ原町暴力団排除条例について
- 日程第17 議案第13号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 関ヶ原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第19 議案第15号 関ヶ原町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定め
る条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 関ヶ原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部
を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 関ヶ原町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第19号 関ヶ原町病院事業奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第20号 岐阜市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の

- 一部を改正する規約について
- 日程第25 議案第21号 大垣市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第26 議案第22号 羽島市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第27 議案第23号 各務原市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第28 議案第24号 岐南町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第29 議案第25号 笠松町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第30 議案第26号 養老町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第31 議案第27号 垂井町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第28号 神戸町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第33 議案第29号 輪之内町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第34 議案第30号 安八町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第35 議案第31号 揖斐川町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第36 議案第32号 大野町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第37 議案第33号 池田町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第38 議案第34号 北方町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第39 議案第35号 山県市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第40 議案第36号 瑞穂市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

- 日程第41 議案第37号 本巣市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第42 議案第38号 海津市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第43 議案第39号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
- 日程第44 議案第40号 平成24年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第45 議案第41号 平成24年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第46 議案第42号 平成24年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第47 議案第43号 平成24年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第48 議案第44号 平成24年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第49 議案第45号 平成24年度関ヶ原町国民健康保険特別会計予算
- 日程第50 議案第46号 平成24年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
- 日程第51 議案第47号 平成24年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第52 議案第48号 平成24年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第53 議案第49号 平成24年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第54 議案第50号 平成24年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第55 議案第51号 平成24年度関ヶ原町水道事業会計予算
- 日程第56 議案第52号 平成24年度関ヶ原町病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第56まで

(追加日程)

- 追加日程第1 議案第53号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例について

出席議員(9名)

1番	室 義 光 君	2番	澤 居 久 文 君
3番	松 井 正 樹 君	4番	田 中 由 紀 子 君
5番	小 谷 清 美 君	6番	浅 野 正 君
7番	中 川 武 子 君	8番	楠 達 男 君
9番	子 安 健 司 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	浅井健太郎君	教育長	山崎悦生君
監理官	西脇康世君	参事兼総務課長	谷口輝男君
参事兼 地域振興課長	高木博之君	参事兼学校・ 社会教育課長	山田満君
税務課長	若山孝幸君	住民課長	藤田栄博君
水道環境課長	三宅芳浩君	病院事務局長 兼総務課長	西脇哲郎君
西消防署長	田中文男君	産業建設課主幹	澤頭義幸君

職務のため議場に参加した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	吉田和司	書記	高木昌彰
書記	河合素女		

開会・開議の宣告

議長（浅野 正君） ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第 1 回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（浅野 正君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1 番 室義光君、2 番 澤居久文君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第 2 会期の決定

議長（浅野 正君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 3 月23日までの12日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 3 月23日までの12日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

議長（浅野 正君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成23年11月分から平成24年 1 月分までの出納検査の結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。これについて質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 委員会報告（委員長報告・質疑）

議長（浅野 正君） 日程第 4、委員会報告を行います。

総務民生常任委員会から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長 小谷清美君。

総務民生常任委員会委員長（小谷清美君） それでは、お許しをいただきましたので、総務民生常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

会議は、平成24年3月7日午前9時より役場委員会室において、浅野正、田中由紀子、楠達男、子安健司、そして私、小谷清美の全委員の出席により9時から開催いたしました。

会議事件説明のために出席していただいたのは、浅井町長、山崎教育長、西脇監理官、谷口参事兼総務課長、山田参事兼学校教育兼社会教育課長で、職務のための出席者は、吉田議会事務局長でございます。傍聴者はありません。

それでは、会議結果の要旨を申し上げます。

初めに、町長のあいさつにより開会し、公共施設の整備に関することにより、今須小・中学校統合問題について町長より説明を受けました。今の段階で今須地区全部の自治会の統合説明会が終わっていないし、4月からほとんどの自治会長さんとPTA役員が交代される中で、新年度にもう1回地区全体の説明会を開いて、7月ごろまでに統合か否かの判断を町長がされるということでございます。

また、地域振興策につきましては、スクールバスの運行のほかには今の時点で具体的な地区からの要望は出ていないということでございます。

その後、山崎教育長より、統合説明会で配付されました資料に基づき説明を受けました。山崎教育長は、統合してもしなくても今須地区の子供にとってプラス・マイナスの両面があるわけで、地区の皆さんの総意を尊重しますが、教育委員会としては子供たちの将来を見据えての教育的観点から統合へ向けての説明を丁寧にしていきたいという答弁でございました。

そしてその後、各委員より随時質問を行い、その都度、適切な回答を得て審査を終了しました。

また、介護保険及び国民健康保険の保険料の見直しについては、町長より、両特別会計とも非常に厳しいとの認識で、若干の来年度に向けての値上げはやむなしではないかというような御説明でございました。

これについても各委員より随時質問を行い、その都度、適切な回答を得て、総務民生常任委員会を終了いたしました。閉会は午前10時30分であります。

以上、簡単ですが、委員会報告とさせていただきます。

なお、報告漏れ等がございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（浅野 正君） 御苦労さんでございました。

ただいまの報告に対しまして質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもちまして、総務民生常任委員会の報告を終わります。

以上で、委員会報告を終わります。

日程第5 議案第1号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

議長（浅野 正君） 日程第5、議案第1号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

高木書記。

議会書記（高木昌彰君） 議案第1号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。平成24年3月12日提出、関ヶ原町長 浅井健太郎。

記、住所、関ヶ原町大字関ヶ原2554番地の13、氏名、桐山文弘。生年月日、昭和29年7月31日。

議長（浅野 正君） 本案についての提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、議案第1号について御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員である桐山文弘氏の任期が本年3月25日をもって満了しますので、後任に引き続き同氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、細部説明は省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（浅野 正君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第2号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

議長（浅野 正君） 日程第6、議案第2号 損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

高木書記。

議会書記（高木昌彰君） 議案第2号 損害賠償の額の決定について。

町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。平成24年3月12日提出、関ヶ原町長 浅井健太郎。

記1．損害賠償の理由、平成23年12月20日、関ヶ原町大字関ヶ原地内、関ヶ原町老人福祉センター付近において、町が所有する車両（ふれあいバス）にて接触事故を起こしたため。

2．損害賠償の額、29万2,500円。

3．損害賠償の相手方の所在地及び名称、滋賀県長浜市木之本町杉本358、前田正範。

議長（浅野 正君） 本案についての提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第2号について御説明を申し上げます。

昨年12月末にふれあいバスが自動車接触事故を起こしたことに伴う損害賠償の示談が成立し、額が決定しましたので、本案を提出するものでございます。

なお、細部説明につきましては、総務課長からいたさせます。

議長（浅野 正君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

この日は今須のスクールバスが都合が悪く、町のワゴン車、ひまわり3号で運行しておりました。それで、シルバーにお願いし、シルバーから午後の運行に出かけるときでありまして、役場の西側で右方向から相手の車が来たのに衝突したものでありまして、この接触事故が起き、その賠償をするものでございます。よろしく申し上げます。

議長（浅野 正君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 小谷清美君。

5番（小谷清美君） 今の説明で双方の事故責任の割合によってその金額が違ふと思うんですけども、その辺は承知されているのかということと、もう1点は、町有の車両はたくさんあるわけですが、特にこういったふれあいバスとかスクールバスでかなりの子供、あるいは人数を乗せる場合に、その損害賠償というか、任意保険の額というのはどのように設定されているのか、わかる範囲で教えてほしいと思います。

議長（浅野 正君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 済みません、1つ申し忘れましたが、お客さんは乗っていない段階での接触事故でございました。

それから、事故の比率でございますが、9対1でこちらが、インテリジェント線へ出てくる

場合でしたので、向こうは道路でないし、こっちは道路ですので、9対1の割合でこちらが悪くなっております。

それから、町も一緒ですけども、全部物損に関しては無制限の条件で保険に加入しております。

〔「対人は幾らで」の声あり〕

全部無制限です。

〔挙手する者あり〕

議長（浅野 正君） 8番 楠君。

8番（楠 達男君） 1点だけお願いします。

過去にもこういう時々、業務上を含めてこういう事故があるんですが、特に9対1というような、今、責任割合が言われましたけれども、職員、あるいはシルバーセンターを含めて、この安全教育はどのようにされているのかということをも1点だけ伺いたいと思います。職員の安全教育ですよ。

議長（浅野 正君） 西脇監理官。

監理官（西脇康世君） 安全教育ですけども、現地で車の運転に関する指導はやっておりませんが、事あるごとに注意して運転するようにという指導はさせていただいて、注意や喚起はさせていただいております。その程度で過ごしておりますので、今後、もう一つ踏み込んだ指導が必要かというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（浅野 正君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 恐らく老人福祉センターの前の道からこの役場の前の大通りに出るところだと思うんですけども、実は私も大分前に冷やっとしたことがあるんです。下からずうっと上ってきて、ちょっとカーブになっているのと、垣根があるのと、もう1つ、看板があるのと、ちょっと見にくいんじゃないかなというふうに、それ以降は気をつけて運転するようにはしているんですけど、そこら辺の何か原因と申しますか、そういうのはつかんでみえますでしょうか。

議長（浅野 正君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 先ほど申しましたように、偶然、スクールバスが都合が悪くて、いつも運転してみえる方がしたわけでなくて、臨時的にさせていただいたこともありますし、それから今言われましたように、あそこの出てくるところに看板がありました。事実あったんですけど、今は外してございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（浅野 正君） 2番 澤居久文君。

2番（澤居久文君） 1つだけお願いします。

たびたびこういう事故は起きてはならないんですが、仕方がなく起きますわね。そのときに、示談をだれがいつもしてみえるのかなというのがちょっと気になるんですが。例えば、9・1をだれが決めたのかとか、それをちょっとお伺いします。

議長（浅野 正君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 町有自動車に関しましては、共済組合のほうに入っております。共済のほうで専門の、民間の業者と折衝してきているというか、そういうやっていただく方が専門にございますので、今は全部その方が示談をやっていただいております。

2番（澤居久文君） 職員は一切関係なし。

参事兼総務課長（谷口輝男君） そうです。

議長（浅野 正君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（浅野 正君） 日程第7、議案第3号 平成23年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、議案第3号について御説明を申し上げます。

建設費減額のため、平成23年度公共下水道事業特別会計への繰入金を1億7,251万5,000円から1億7,207万1,000円に変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

議長（浅野 正君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（浅野 正君） 日程第8、議案第4号 平成23年度関ヶ原町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、議案第4号について御説明を申し上げます。

歳出につきましては、基礎年金拠出金に係る公的負担金率の変更に伴う職員人件費の所要の共済費の補正、財政調整減債基金の積立金、国民健康保険会計への繰入金、病院事業会計への補助金、除雪対策費等の追加と各種事業の執行状況による不用額の減額などの調整、一方、歳入につきましては、住民税法人税割、固定資産税、たばこ税、地方交付税を増額、子ども手当補助金、基金繰入金、アイスクリーム売上金の減額など、総額4億3,220万7,000円を追加する平成23年度関ヶ原町一般会計補正予算（第9号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

議長（浅野 正君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明をお願いいたします。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、議案第4号 平成23年度関ヶ原町一般会計補正予

算（第9号）の詳細説明を行います。

歳入歳出予算それぞれに4億3,220万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ40億498万1,000円とするものでございます。

17ページの歳出からお願いします。

最初にお断りしておきますが、人件費関係と共済費につきましては、提案説明にもありましたように各費目に出てまいります。長期の率の改正、公的負担金の率の改正によるものでございますので省略させていただきたいと思っております。

まず、総務費の総務管理費の一般管理費、需用費の50万円なんです。今年度は補助事業も少なくなりまして、そこから、お願いしておりました消耗品、コピー代とか紙代が少なくなりまして50万円の補正をさせていただくものです。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 同じく総務費の企画費でございますが、委託料、これは第6次総合計画でございますが、自治法改正により策定義務が廃止されたことによる減額でございます。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 財政調整基金費でございますが、3億134万2,000円ということで、財政調整基金に2億円と減債基金に1億円の積み立てを行うものでございます。

生活安全対策費に関しましては、財源の変更でございます。防災無線の振興補助金100万円と、それから東日本に伴います求償金が入ってきまして、130万5,000円の財源充当の変更でございます。

それから自治振興費につきましては10万6,000円、これは自治会助成金としまして若宮集会所のトイレと平井の集会所の集排のつなぎ込みの助成金でございます。

それから諸費でございますが、これは先ほど議決いただきました賠償金によるもので、自動車の事故の賠償金29万3,000円と、それから町有自動車の修繕費12万円でございます。

住民課長（藤田栄博君） 18ページをごらんください。

総務費の戸籍住民基本台帳費でございますが、133万5,000円の補正でございます。これは外国人住基システム改修委託料で122万9,000円でございます。外国人登録法の廃止に伴う住民基本台帳法の改正によるもので、新年度予算にも計上してございますが、施行日であります24年7月までに介護保険システムや後期高齢者医療システムの連携機能の改修を迅速に行うようにするため、前もって今年度中に住基ネット連携システムを改修する必要が出てきましたので補正するものでございます。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 続きまして、選挙費でございますが、町議会議員選挙費499万2,000円の減額ですが、無投票でございましたので、それに伴います精算で減額するものでございます。

それから19ページの農業委員会選挙費におきましても、これも無投票でございましたので

287万2,000円を減額するものでございます。

住民課長（藤田栄博君） 社会福祉総務費ですが、5,346万6,000円の補正でございます。委託料で219万5,000円、これは障害者自立支援給付システム改修委託料でございます。障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の改正と外国人登録法の廃止に伴う住民基本台帳法の改正に伴い、今年度と新年度の2カ年度にわたって、24年7月までにシステムを改修するものであります。次の償還金利子及び割引料81万1,000円ですが、これは平成22年度の障害者自立支援給付費実績による精算でございます。障害者自立支援給付費の国庫負担金の返還が57万6,000円と岐阜県障害者自立支援給付費の負担金の返還分23万5,000円となっております。次の20ページの繰出金でございますが、国民健康保険への繰り出し5,007万2,000円となっております。これは、また後ほど特別会計のほうで御説明させていただきます。

同じく介護保険事業費につきましても、繰出金156万1,000円となっております。これも介護保険の補正に伴うものであります。

次に児童措置費ですが、扶助費としまして減額2,341万円、これは子ども手当の制度の変更によるものでございます。次の償還金利子及び割引料の16万円ですが、これは平成22年度の子ども手当の精算による返還金でございます。

次の保健衛生費の保健衛生総務費ですが、委託料で減額の16万9,000円、これは健康づくり推進事業の健診委託料、参加者が少ない分を減額してございます。次の負担金補助及び交付金1億2,000万円、関ヶ原病院への負担金及び補助金でございます。

次の予防費の委託料ですが、減額254万1,000円ですが、予防接種者が当初予算より少なかった分を減額してございます。

次の健康増進事業費の委託料の80万円ですが、がん検診の委託料で63万円の減額と健康短期大学の委託料で17万円の減額となっております。

水道環境課長（三宅芳浩君） 環境衛生費の負担金補助及び交付金でございます。本年度、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の申請がございませんでしたので、予算額全額158万6,000円を減額するものでございます。

次の斎苑管理費でございますが、需用費、燃料費及び光熱水費でございますが、燃料費につきましては灯油代でございます。75万円を減額します。また、光熱水費につきましては、電気代35万円を増額するものでございます。

次の清掃費、塵芥処理費でございます。委託料でございますが、本年度ですが、ペットボトル及び缶の処理料が予定額より若干少なくて済むというような予想ですので50万円の減額を行うものでございます。また、負担金補助及び交付金につきましては、南濃衛生施設利用事務組

合の負担金ですが、これの不用分189万5,000円を減額するものでございます。

産業建設課主幹（澤頭義幸君） 22ページをお願いいたします。

農業費の農業振興費ですが、負担金補助及び交付金でございます。学校給食地産地消推進事業負担金及び中山間事業団地補助金及び農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、事業費の精算といたしまして80万円の減額とさせていただきます。

続きまして、畜産業費でございます。賃金の150万円の減額でございますが、これは「やぎ工房may!may!」の臨時職員の賃金でございます。12月よりの冬季におきましてシフトの変更を行いまして、賃金の見直しをさせていただきます。続きまして、報償費の30万円でございますが、長野支場及びアイスクリームの講師の宮地先生のを見ておりましたが、それにつきましては、精算額として30万円の減額とさせていただきます。続きまして、旅費の30万円でございますが、こちらにつきましても普通旅費の精算と、講師旅費につきましては、報償費と同額といいますが、長野支場等の講師の方の減額となっております。続きまして、原材料費80万円の減額ですが、加工用原材料、これはアイスクリームの原材料費でございます。生クリーム等の原材料ですが、どうしましても賞味期限等がございますので、その分を減額させていただきます。

続きまして林業費でございます。林業総務費の負担金補助及び交付金の間伐促進事業補助金、80万円減額をさせていただきますが、これは当初、森林組合のほうの事業で町から80万円補助金を出す予定をしておりましたが、途中、23年度、国の補助のほうで事業ができるということになりまして、森林組合への補助金がなくなりましたので、全額80万円減額させていただきます。

続きまして、林道費でございます。こちら負担金補助及び交付金150万円の減額でございます。これは緑資源幹線林道事業負担金、事業費の減に伴う150万円の減でございます。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 続きまして、23ページをごらんください。

商工費の観光費でございますが、関ヶ原観光ガイドナビゲーション制作事業委託料、これは入札差金によるものでございます。1割の減となっております。

それからグリーンウッド関ヶ原管理費でございますが、これは実績見込みによる賃金の減額でございます。

それから喫茶今須宿管理費でございますが、シフトの変更等により若干不足分が出ましたので、その増額をお願いするものでございます。以上でございます。

産業建設課主幹（澤頭義幸君） 続きまして、道路橋梁費でございます。道路橋梁維持費の中で委託料ですが、23年度は町内19橋におきまして橋梁調査点検業務を行いました。これにつきましては、財団法人の建設技術センターへ委託をいたしましたので、公益法人へ発注する場合は経費率が若干割安になるということも含めまして、精算額として110万円の減額とさせていただきます。

いております。続きまして、工事請負費ですが、これは工法の再検討及びコストの縮減に努めまして500万円の減額とさせていただいております。

続きまして、道路橋梁新設改良費でございます。こちらの工事請負費におきましても、工法の変更及びコスト縮減を行いまして300万円の減とさせていただいております。続きまして、24ページですが、道路橋梁新設改良費の負担金補助及び交付金でございます。こちらは電柱等移転負担金におきましては、今年度工事の中で1カ所該当の電柱がございましたが、現地の再確認、立ち会い等を行いまして、負担金がなくなりましたので100万円の減とさせていただいております。同じく負担金補助及び交付金でございますが、県営事業負担金424万5,000円につきましては、県のほうの事業の負担金でございます。これは県のほうで4,400万円の事業費の増に伴う負担金の増でございます。

続きまして、除雪対策費でございます。除雪対策費につきましては、12月、1月、2月の上旬までの実績と2月中旬以降の見込み5回分を合わせて計上させていただきました。職員手当等、これは職員の時間外勤務手当の294万8,000円の増でございますが、これは除雪に従事する対象職員44名分を充てております。続きまして、需用費でございます。この消耗品につきましては、除雪機械の機器の部品でございます。機械のエッジやそり、それらのものがかなり消耗いたしましたので追加するものでございます。続きまして委託料でございます。これは委託業者に委託している委託料で1,529万8,000円を追加するものであります。日数につきましては、職員の時間外と同じような日数での算出方法とさせていただいております。

続きまして、都市計画費、都市計画総務費でございますが、これは先ほど議案第3号の繰入金変更に伴う繰出金の変更で、44万4,000円の減額とさせていただいております。

西消防署長（田中文男君） 続きまして、消防費、消防施設費の70万円です。これは関ヶ原中学校の職員駐車場に防火貯水槽を新設いたしまして、その工法を変えましたことによりまして70万円減額させていただきました。以上です。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 続きまして、教育費の教育総務費、その中の区分1の報酬44万4,000円の減額、これは学校教育指導主事の方が年末にちょっと諸都合によりまして退職されましたため、それ以後の報酬の減額ということでございます。

それと25ページの教育費の小学校費と中学校費、これの賃金でございます。小学校費でいえば110万円、中学校費が40万円、この賃金の減につきましては、今後の見込みによります減額ということでございます。

次の幼稚園費の賃金でございます。この150万円の減、1名募集をする予定をしておりましたが、応募はあったものの採用に至らなかったということで150万円を減額させていただいております。

次、26ページの社会教育費の目3の歴史民俗資料館費ですが、66万8,000円の減額につきま

しては、御承知かと思えますけれども、館長さんがちょっと体調を崩されまして、おやめになられました。それ以後の報酬の66万8,000円の減ということでございます。

あと、ふれあいセンター管理費、これの需用費、委託料につきましては、事業並びに委託に関する経費見込み、あるいは事業が決定したことによる減額ということでございます。

最後の保健体育費の需用費でございます。この18万1,000円増額に関しましては、ことし、国民体育祭が開かれるということで、そのPRとして18万1,000円を上げております。これは駅前にPR用の看板と庁舎に懸垂幕をつけたいということで、18万1,000円を増額させていただきました。以上でございます。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 12ページの歳入のほうをごらんいただきたいと思えます。

町税関係ですが、法人が1,800万円の増額、それから固定資産税が1,000万円の増額、それからたばこ税が700万円の増額。

それから、地方交付税が1億2,800万円の増額。

国庫支出金に関しましては、民生費国庫負担金で、これは子ども手当の関係で事業費が減った分の2,202万6,000円の減額です。

それから国庫補助金に関しましては、歳出のほうでも説明がありましたように合併処理浄化槽の交付金の減額。

それから県支出金につきましては、民生費県負担金、これも69万2,000円、子ども手当に係ってございます減額でございます。

それから、総務費県負担金でございますが30万5,000円、これは東日本大震災に伴う災害救助法に基づく求償金で、町のほうからアルファ米とか保存パンとか乾パンの炊き出しの給付したのと、それから救助事務費としまして、陸前高田市へ派遣した保健師の旅費、時間外と備蓄品の輸送に係る職員の時間外手当等の求償分でございます。

それから県支出金に関しましては、総務費県補助金、防災無線に関する振興補助金の100万円でございます。

それから衛生費県補助金に関しましては、保健衛生費に関しましては予防接種の減額の203万8,000円、それから環境衛生費に関しましては、合併処理浄化槽の減額の52万8,000円でございます。

それから農林水産業費県補助金に関しましては、学校給食、中山間、県振興補助金に関しましては、乳製品開発販売の車に関しまして100万円の振興補助金をいただいております。

それから商工費県補助金に関しましては252万4,000円の減額でございますが、緊急雇用創出事業、それから市町村重点分野雇用創出事業の精算によるものでございます。

それから財産収入の利子及び配当金ですが、これは利息の最終的な調整の金額で64万2,000円の増額になってございます。各利子は、それぞれごらんのとおりでございます。

それから寄附金に関しましては、民生費寄附金として社会福祉寄附金65万円と教育費寄附金の5万円でございます。

それから繰入金に関しましては、財政調整基金繰入金、当初予算1,300万円見てございましたが、繰り入れないということで1,300万円の減額となっております。

それから繰越金は3億2,020万3,000円、前年度繰越金を充当してございます。

それから諸収入、雑収入でございますが、雑入で1,258万8,000円の減額でございますが、賠償金の町有自動車の共済保険、賠償金41万2,000円が入ってきたのと、それからアイスクリーム売り上げを当初2,500万円見てございましたが、実績に基づいて1,300万円の減額をしています。

それから町債に関しましては消防債で、先ほど支出のほうでありましたように、差金の関係で70万円落ちたうちの60万円の起債の減額でございます。

9ページの地方債の補正ですが、今申しましたように防火水槽の整備事業に関しまして430万円の起債から370万円で、60万円の減額の補正でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（浅野 正君） これより質疑を行います。質疑のある方は、ページ数を示してからお願いいたします。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

8番（楠 達男君） 何点かお願いします。

まず、22ページの畜産業費、今、説明がありましたけれども、これはmay!may!の関係だと思いますが、先ほどの説明でシフト変更の内容によって150万の減額をしたということですが、どのようにシフト変更をされたのかということ。というのは、もう1つ聞きたいのは、may!may!の予算定員は何人に設定されていて、確かに夏場と冬場は当然業務量で差があるんでシフト変更は当然いいと思うんですが、そういう定員はどのようになっているのかということが1つ。

それからもう1つは、23ページの委託料の関係で19カ所町内の橋梁の調査をされたということですが、もうこれですべて調査は終わったということなのか、それとも予算的に次年度、24年度に幾つか計画しているよということなのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから24ページの除雪対策費、これは非常に職員さん、ことしも大変だと思ひまして、心から感謝を申し上げるわけですが、その補正の1,274万1,000円の中身について、今後、例えば国から特別交付金という形で何割か助成していただけるのかどうか。テレビ報道なんかによりますと、特に他県なんかでも億単位で除雪費がかかって、国に申請をしているというような二

ユースも聞きますけれども、そういうことからすれば1,200万円というのは比較論でいえば少ないかなと思いますが、しかし、当町にとっては非常に大きな額でありましてね、この分について国に対する申請なり、あるいは交付金、特別交付金という形で若干の補助をいただけるのかどうかということについて伺いたいと思います。

それから最後、26ページの歴民の館長さんの関係です。やむを得ず病気で退職されたということは伺っていますが、この後任の館長さんの人選について、現在どのようにされているのか。聞くところによると、募集をしたけれども、なかなか採用にはということ聞いていますが、その後、後任の館長さんの募集についてどのような取り組みをされているのか、この点について伺いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（浅野 正君） 答弁を求めます。

澤頭産業建設課主幹、答えられる範囲で結構です、交付金とかですね。

産業建設課主幹（澤頭義幸君） それでは、お答えさせていただきます。

まず1つでございますが、畜産業費の臨時職員のシフト変更のお話でございますが、秋ぐらいまで大体4名ぐらいが通常入っておりますが、12月、冬季になりますと、どうしてもお客様の減少がございますので12月から2名のシフトということで、その分に対する減額ということで御理解をいただきたいと思います。

続きまして、橋梁調査点検の業務のお話でございますが、こちらは町内の15メートル以上の橋梁、19橋を23年度に調査をさせていただきました。24年度、これは継続で、今度その19橋につきまして改修計画の策定を、また新年度予算のほうで計上させていただいております。その後、改修計画に基づきまして、順次、緊急性の高いものから少しずつでも改修をしていこうというような計画を持っております。

続きまして、除雪対策費のことですが、国のほうからもいろんな情報がございますが……。

〔発言する者あり〕

議長（浅野 正君） 山田社会教育課長。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 歴史民俗資料館の館長の件でございます。一応応募はいただいたんですけども、採用には至らなかったというようなことございました。かなり専門性も有するといったところでございますので、こちらとしましても、ある程度個人的にも当たりました。けれども、既にいろんなところにお仕事が決まっているといったようなこともございまして、なかなか見つからないというのが現状でございます。がしかし、館長を置かないというわけにもいきませんので、再度こちらとしてもいろんな各方面に当たりたいなということは思っておりますし、新年度予算におきましても、一応館長報酬というものは予算化をさせていただいておると、現状はそういったところでございます。

議長（浅野 正君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 今の除雪費の補助とか特交の話ですけど、これは補助はまずないだろうというふうに聞いております、1つは。

それから、あとは特交でどれだけ補てんしてもらえるかということですが、これは県の裁量ですので、今の段階ではっきり申し上げるということではできません。過去の例でいくと、クマのときに400万ほど特交を出してもらったり、その辺は、去年、特交についてちょっとシステムが変わりまして、振興局ではもうだめになりましたので、クマのときは振興局長の判断でいただいたことがある。それから、去年は副知事に直接頼みに行きまして、有害鳥獣の補助が非常に少ないということで特交をいただいたという経緯がありますが、しよせん県の懐ぐあいによって非常に変わりますので、今の段階ではどうなるかちょっとわからないということになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（浅野 正君） 8番 楠達男君。

8番（楠 達男君） 2点だけ、そうしますと、may!may!の臨時職員さんの定員というのは4名という理解でよろしいのでしょうかね。

それから歴民の館長さんの関係、非常に人選に苦労されていることはよく理解しますが、ただ現実問題として、例えば対外的に館長という立場でいるんな、講演に行くとか、あるいは会合があるかどうか知りませんが、恐らくこういう文化施設の館長、ましてや関ヶ原町の館長さんであると、いろんな対外的な仕事もあると思うんですが、その辺は現時点は、例えば教育課長が行かれるというのか、あるいはそれとも今見える歴民の臨時職員さんの中でだれかが行っているのかということについて、少し現状をお願いします。

議長（浅野 正君） 澤頭主幹、4名でいいかということね。

産業建設課主幹（澤頭義幸君） 定員といたしましては4名、ただ夏場につきましては、4名といわずに5名入っていただくときもございますので御理解をいただきたいと思います。

議長（浅野 正君） 山田社会教育課長。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 現状をお話しします。それは会によってそれぞれケース・バイ・ケースといったものがあるんで、一応私、兼務させていただいております。県とか、そういったところはいいかもわかりませんが、全国とか、そういったところになってくると、なかなかそういうわけにもいかないのかな。でも、兼務の館長であってもそういうところへは出られますので、それはさして問題はないと思うんですけども、先ほど説明云々、そういうことを議員はおっしゃいました。ことしでしたか、いつでしたかね、どこかの市へ行って講演をしてくれという依頼がありました。それにつきましては、うちのほうから、この方がいいだろうと、こうした方がいいだろうといったことで御紹介をさせていただいて、

そこへ行っていただいたというようなことがございます。そんな現状でございます。

議長（浅野 正君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 今、主幹のほうから答えましたアイスクリームのほうですが、アイスクリームにつきましては、新年度では店長1人と、それから現時点では臨時職が3名、それから土・日要員が1名と、そういうことになっています。

ただ、今年度の場合につきましては、ヤギが10頭と、そのヤギ10頭分の乳は全部、この金額を見ていただくとわかりますように、大体売れていると。今度は30頭ぐらいになりますので、3倍ぐらいになりますので、臨機応変に動いていかならんだろうということは思っています。販売先も、当然ふやさなくてはなりませんので、現時点でも既に南濃と平田と池田の道の駅は、ある業者をお願いしまして、置いていただけるとようなことにもなっておりますし、これから営業をどんどんしていきますと、どういう形で上がってくるか、ちょっと非常に流動的な面がありますので、忙しくなれば、当然それに見合った人員にしていまいますから、定数が4と、そういうことで固定するということには恐らくなり得ないと思っておりますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

議長（浅野 正君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 3点ございます。

1つは、ヤギのアイスクリーム事業ですけれども……。

〔「ページ数を言ってもらえん」の声あり〕

16ページ、アイスクリーム売り上げ1,300万の減ということで、これは収支は幾らになるのかという、この3月末までの見通しですね、伺いたいのと、昨年度の2月の議運のときには、1リットルで13個しかできないと、乳量が少ないということをおっしゃっておられたみたいなんです。その後、3月議会で1リットル15個の8頭分で210日販売して2500万に抑えたというふうに述べられました。1つは、長野牧場で週40リットル仕入れをするという計算だったと思うんですが、その辺はどうだったのかということと、1頭につき何リットル乳が出たのかということと、それから昨年3月の私の質問には赤字になることは想定しないというふうに言われましたけれども、そのことについて少し見解を伺いたいのと、私はやっぱり税金で穴埋めというのは許されないというふうに思っていますので、赤字に対してどのような対応をされるのか伺いたいと思えます。

それから、やっぱり事業報告という形できちんと資料を出していただきたいと思えます。

それから2点目、17ページです。財政調整基金に2億、それから減債基金に1億入れられます。この財調の2億は次年度でまた繰り出されるということですが、減債基金につきましては、

この1億円を入れますと6億を超えるんですね。どこまで積み増しをされるのか、またその根拠はあるのかどうか、伺いたいと思います。

それから16ページの繰越金の3億2,000万ですね、これはすごい多額の繰越金だと思いますけれども、年度末にこのような多額の調整をするやり方というのは、やっぱり計画性がないというふうに見られてしまうのではないかというふうに思うのですが、もう少し早くに処理ができたのではないかというふうに思いますが、伺いたいと思います。

ごめんなさい、4点目、12ページです。地方交付税ですね、1億2,800万繰り入れておりますけれども、地方交付税は7月末に決定されるというふうに聞いているんですけども、もう少し早いこと予算に上げて、必要な事業があればそこに使うというようなやりくりができないものか、伺いたいと思います。

議長（浅野 正君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、お答えします。

まずアイスクリームですが、この数字につきましては、後ほどお調べをして出そうと思っています。

それから、アイスクリームの1リッター当たりにはできる数ですが、これは指導を受けた先生から大体そのくらいできるだろうということで、一応当初から15個、ところが実態としては13個しかできなかつた、というようなこともございます。

それから、長野から来ている乳につきましては、現場で言っていますのは、ちょっと長野の乳はうちのヤギの乳よりもおいがあるということで、多少においがあっても中に入れるものによって消えるものですね、そういうものに使用せよというふうに言っております。ですから、実態としては、15個というような数字はとてもできていなんだというふうに認識を持っております。

それから、あなたは赤字赤字とおっしゃいますが、この事業につきましては、当初から3年間ぐらいはかけないとだめだと申し上げております。前にも申し上げましたように、10頭から始まりまして、翌年、21頭中、10頭しか出産しなかつた。ことし、飼育の失敗をしたということも前にも申し上げていますが、実質的には当初の予定からいくと、ヤギの増加率からいくと、恐らくことしが実質的な2年目になるのではないかと。ことしは、34頭中、32頭が出産いたしましたので、1頭は出産の際にいろいろちょっと病気等が出て死んだという報告を受けております。

それからもう1つ、勘違いをしていただいたら困るのは、この事業というのは何のためにやったか御存じですね。何のためにやったか御存じですか、あなた。

初めから、これ申し上げていく、議会で御承認いただいたのは、耕作放棄地を主眼にしてやるというふうで、それでこの事業を始めているんですよ。混同しないでくださいね。それで皆

さんの賛同を得て、これを予算化して、そして可決していただいて、あなたは自分の考えでそこだけをおっしゃいますが、これはあくまで将来の耕作放棄地対策にヤギの飼育をすると、そしてそこから出たヤギの乳をもって、そしてアイスクリームの製品をつくって、それを関ヶ原町の特産品にするということですね。

初めから申し上げていますように、3年は時間が欲しいと。それから、今申し上げたように、ヤギ飼育については、将来の耕作放棄地を防ぐためにヤギで耕作放棄地対策をやる。そして、そこから出てくるヤギの乳を利用して特産品をつくるという目的でやっております、それで国のほうもそういう交付金を出してくれているんですよ。勘違いしないでくださいね。また、誤った報道、うそ報道は絶対しないように、ひとつお願いしておきますので、こういう目的でやっておりますので、自分だけの判断で、反対されるのは自由ですから、事業の趣旨をうそをついてまた報道をしないように、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

それから赤字の対応ということですが、これは今申し上げたように3年目ということで、ヤギも初めからたくさんのお数がおるわけじゃありませんので、10頭しかいなかったら、その10頭分の乳しかないわけですから、商売として成立するかせんかぐらいのこと、あなただって大人ですからわかるでしょう。だから、うちのほうとしては、先ほど楠議員の質問にもお答えしたように、今年度と来年度とでは当然乳量が違うわけですから、そのようにうちのほうとしてはやっていこうということで、今、順次そういうことで職員も努力し、そして私どもも努力をして、さっきも言いましたように、例えば去年から比べると、現時点で道の駅で3店は置いてもらえるとか、そういう努力をしておるわけですので、何でもやり出して反対反対で通すことは幾らでもだれにでもできますが、そういう点、誤解のないようにお願いをしたいと思います。

1頭に何リッターとれておるかについては、後ほどちょっとデータを見てします。ただ、当初思っていたほど今年度の乳については出ていない。今年度といたしますか、昨年生まれたやつですね。今年度については、現時点では2リッターを超える乳量のヤギが相当数おるといふうに聞いておりますので、後ほどデータをお知らせします。収支についても、後ほどお知らせをします。

減債基金は、私はあなたのように限度を決めて積むなんていうことは思っておりません。日本の国の財政がどうなっていくかと、うちは事業をかなりやっておりますので、その都度その都度、3年先、5年先ぐらいのときに実質公債費比率がどうなるかと、そういうことも考え合わせてやっています。そして病院経営が非常に悪いもんですから、病院経営をにらみながら金のやりくりをしていくと、そういうことであります。

繰越金の処理につきましては、それはあなたと私との考え方の違いです。こうやって決算を見ていただいて、これだけの事業をやって、かなり減額もし、そして非常に効率よくやっていると、そういう結果としてこういう形に残っているわけですので、何も私は批判される筋はな

い。あなたの考え方が私は正しいと思っておりませんので、その点は見解の相違だと思っています。

だから、金のやりくりについてはまさにそういうことでありまして、現在の病院が非常に悪いと、今回も1億2,000万お願いをするというようなことになっておりますので、絶えずそういうものをにらみながら私どもは考えている。あなたのように金があったらもっとほかの事業をやれと言われても、あなたは全部予算に反対ですからね。事業をやれなんて一つも、予算は全部反対でしょう。そうでしょう、予算で全部事業が出たやつは、みんな予算に反対されておるわけでしょう。反対されておる人が、もっとよその事業に充てよなんていうような論理は通らへんでしょう。

これは議長にはっきり申し上げておきますけど、少なくとも議会ですから、やっぱりもう少し常識を持った議論をしていただかないと、これは議員としての資質の問題になりますので、その辺はひとつしっかりとお願いしたいと思います。

議長（浅野 正君） わかりました。

〔挙手する者あり〕

4番 田中君。

4番（田中由紀子君） 今の答弁についてですけれども、私が聞いたのは、昨年3月の一般質問のときに、赤字になることは想定しないと町長がおっしゃったんですよ。それならそれで、赤字を想定しているんだったら、やっぱり予算上そのようにやっていかないといけないんじゃないかと思えますけれども、その辺の考え方をお聞きしたいのと、それから限度を決めて積むということはしないということでは、病院経営という点では私はわかりますので、例えば病院経営のための何か積み立てにするとか、そういう方法もあるんじゃないかと思えますが、伺いたいと思います。

それから、多額の繰越金という言い方をしたんです。通常、これまでは1億5,000万、6,000万ぐらいの繰越金だったんですけど、去年は3億9,000万繰り越しがあったという点では、早くからわかっていると思うんですね。お金がいっぱい繰り越されるということはわかっていると思いますので、やっぱりそれはこの年度末にどばーんとやるんじゃなくて、早目に、昨年度もたしか6月に財調に幾らか繰り入れたと思うんですけども、やっぱり早目に繰り入れるべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（浅野 正君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 事業をやるときに、どんな商売でもそうですよ、初めから赤字を想定して商売なんかやりませんよ。3年なら3年の3年目の目標を持って、そして3年目に、こういう計画でこうやってやってこれだけの売り上げを伸ばそうという形で事業というのはみんな行うんですよ。

例えば、あなたは簡単におっしゃるけど、うちがこの事業で1,000万、2,000万、初年度でもうかったら、どこのあれも全部やります。特産みたいなのは、みんなそういうもんですよ。私どこがヤギを飼って、1年目に2,000万、3,000もうけたといったら、どこもかも全部やります。そして、市町村規模の大きいところやともっともうかるで、うちよりもっと飼ってやるまいかと、そのぐらいの理屈はわかるでしょう。

だから、今の話が、だれやったって初めから、ましていつも申し上げているように、税金を預らせていただいてやっているわけですから、赤字になって構わないなんていうような気持ちでやっておりませんのでね。だから、嫌なことでも言わんならんとときも、嫌なことも言っているわけですよ。そんなこと、だれが考えていますか。

それから病院というのは、この前もこの3月ごろまでに方針を示したいということを申しあげたら、この間、総務委員会で楠委員がそれなら一般質問とおっしゃったので、やっていただけるものと思って待って、私のほうから何も言うつもりはないんですが、病院経営というのは非常に難しいんですよ、今。そして、いろんな意見があるんですよ、病院についても住民の間には。そして私は、そういうことを総合的に判断してどうするかということを決めていかんらん立場なんです。あなたは言いつ放しで責任をとらへんでしょう。そして、きょうでも見ておっても、さっき申し上げたように、予算に反対しておって事業をやれなんて、そんな論法が通用しますか。共産党という政党はそういう政党だとおっしゃるなら、また別ですけど、何でも反対で筋道の通らんことばっかやる……。

〔「議長」と4番議員の声あり〕

いや、本当のことを言っているやないですか。

〔「不規則発言はやめさせてください」と4番議員の声あり〕

うそ報道は平気でやる。そういうことならともかく、やはり議会では、もう少し自分の発言したこととか自分が意思決定したことについては、もうちょっと責任を持ってやっていただかないと……。

〔「今、基金の話をしているんですよ」と4番議員の声あり〕

だから、言っているんじゃないですか。だから、あなたとは本当に議論ができないと言っているんですよ、前から言うておるように、言うことがころころ変わるで。主義主張をきちんと、自分の言ったことに責任を持っていただければきちんとした議論はできるということを言っているんですよ、今。

〔「核心をしゃべっていただけますか」と4番議員の声あり〕

議長（浅野 正君） 町長、簡潔に言ってあげたほうがいいですよ。

町長（浅井健太郎君） 今のところ、病院に基金を積むという考え方はありません。

繰越金が何でふえたというのは、最終的に……。

〔発言する者あり〕

今も確認しましたが、地方交付税が当初2億ぐらい余分に来ていると、現状の中で、ひとつ議員の皆さんお考えいただきたいのは、今の国家の財政がどういうふうになっているかと。そして、今後、国の経営は、景気がどんどんどんどん上がってきて、経済がよくなって金を配っているんじゃないんですね。要するに、若い人たちに負担をさせると、これは結果としてそうなるわけですが、借金をして金を配っているんですね。そういう状況からすれば、自分のところの小さな町でも、そういう状況に照らし合わせながら財政運営を図っていくと。あなたのおっしゃるように、これだったらこうせいあせいといって、そんなことばっかはなかなかないんですよ。やはり結果がよかったら、それでいいんじゃないですか。

大体予算主義で、予算は当初全部皆さんに議論いただいて、御質問もいただいて、そしてその中で皆さんに認めていただいて執行した結果が、こういう形で若干の金も残り、こういうお金が残ったからこそ、またこれは6月にお願いをしようと思っておりますけど、こういう土地の問題も処理ができるんだらうということをおもっていますので、その辺は十分、もうちょっと弾力性を持って状況を見ていただかな、重箱の隅をついて何ぞかんぞ、こうやってやったらやっておるというような話は、とてもやないけど、あなたの判断能力と私の判断能力の問題になりますので、最後は判断の違いということで事業を進めたいと思います。

議長（浅野 正君） 御苦労さんでした。

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 澤居久文君。

2番（澤居久文君） 主幹をいじめるわけじゃないんですが、23ページをお願いします。

まず1つは要望的に申し上げますけれども、道路橋梁維持費ですね、これ500万余っています。本来は、この科目というのは予算査定時にはどんどんと削られる目玉の科目ですので、これはなるべく力いっぱい使っていただかないと次年度の予算に響いてくるというのは私はよくわかっていますので、できるだけこれは次年度から、なるべく年度末までに使えるように、よろしくをお願いします。

それから次のページですが、県営事業の負担金ですけど、これは事業は牧関の事業ですか。

〔発言する者あり〕

ですね。そうしたら、ちょっと牧関の今の事業の進捗がちょっとわからないもんで、どんな程度の今事業をやってみえるか、お教え願えませんか。

議長（浅野 正君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 予算を残さず使えという御趣旨やと思うんですが、それが本当に必要なものならば、私は使ってもいいと思うんです、正直言いまして。これは、澤居議員さんも町

の職員でおられた方ですので。ただ、私が言っていますのは、お金が余ったからといって何でもええで使うなということは、私はいつも言っています。余ったら残せと。私も町長にならせていただいて、ことして7年目を過ぎたんですが、本当に職員のあれを見ていますと、こんな予算が残っておる、これ使ってしまうのかんのかとかというふうで、そういうことは私はちょっとやるべきじゃないという考え方で今職員を指導しています。

それと今回の場合につきましては、御存じのように課長がちょっと病気になりまして、そういうことも若干影響があったんだろうということを思っています。

それから牧関線の進捗率は、今、わかるんか、わからんね。

〔発言する者あり〕

この事業につきましては、これだけは御理解いただきたいと思うんですが、県にお金がないということで、本当に少しずつしかやってもらえていないという事実があります。切れるときもあります。最近、これは個人的な見解の中で、要するに振興局の課長等とは話をして、お金があってやれることは全部やりますからという約束はいただいておりますけど、ただ、それにしてもなかなか思うようにいかないということで、工事の内容については担当課長から説明をさせます。

議長（浅野 正君） それでは、澤頭産業建設課主幹。

産業建設課主幹（澤頭義幸君） それでは、県事業の工事の内容についてお答えさせていただきます。

基本的には道路改良、中小橋につきましては、今、今須の平井地区の南側で今須川を渡る橋がメインになっております。橋につきましては、一昨年から債務負担で県のほうが工事をされて、この4月に架設をされるというふうに聞いております。

さらに、対岸の山すそを削る工事につきましては、着実に今進んでおります。

あと、今、玉方面から今須へ抜ける中挟の牧田関ヶ原線につきましては、一部今須側から少しずつ2車線を確保されておりますが、まだ北のほうにつきましては、1.5車の現状だと思っております。それにつきまして、その0.5車を今回整備していただくというような部分で事業費が増加して負担金がふえたというような内容でございます。

議長（浅野 正君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

8番（楠 達男君） 1つだけ最後に、ヤギ飼育について先ほど町長の答弁の中に、去年は飼育に失敗したというような答弁がありました。先日の町だよりですか、黄色い、あれにも同じような趣旨がありました。私は、誤解を皆さんに与える、現場を知らない方、あるいは町民の方はあんまり御存じないんでね。そういう町からのチラシなり、町長のきょうの答弁でもそう

ですけど、誤解をされると大変心外ですのであえて言うておきますが、飼育に失敗したという認識は私はありませんし、現場の従業員さんに大変失礼だと思いますよ。確かに妊娠頭数の割合がことしに比べや低かったということはあるかもしれませんが、しかし、それは母体を大事にしながら、獣医さんとも相談をしながら、町長も御存じですよ、立ち会われましたし、その都度その都度担当の職員と相談をしながら、話をしながらやってきたわけですよ。確かにその結果、思ったより妊娠率が悪かったかどうかわかりませんが、私はそんな専門家じゃありませんし。しかし、少なくとも勝手に現場がやって、それは失敗したという認識だけは、ぜひ皆さんに誤解のないようにしていただきたいし、それからもう1つ、確かにことしは町長の直接指示で今までの種つけとは違う方法で、田んぼに雌をハーレム状態にして、そこへ雄1匹をやって、そのことによってかどうかは知りませんが、結果的には妊娠率が高まりました。今言われたように、32頭が妊娠で、10頭ぐらいいは出産したんですかね、ありますが、同時にリスクもあるんですよ。そういうハーレム状態にして、放牧して、そういう中でというのは、出産の日にちが確定できないんですよ、いつ種がついたかわかりませんから。どれだけ現場の人たちが朝夕、夜中も含めて苦労されているのか御存じなんですか、それは。多分町長は御存じないかもしれませんが。しかし、現場の、一々私は言いませんけれども、現場の人たちがどれだけ本当に苦労されてこういう今日の、3年間やってきたかということもぜひ考えていただきたいし、平気で失敗したとか、私が町長として直接指示したから妊娠率が高まったというふうに、いきなりああいうチラシでやられたらたまりませんよ、現場の人たちは。ぜひそういう誤解のないようにしていただきたいと思います。

議長（浅野 正君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 楠議員のおっしゃることには、ちょっと私は異論を持っておりまして、私が飼育に失敗したというのは、これははっきり言いますが、子供がなかなか大きくならないので当時の担当者の方にも直接言いました、飼育方法を変えてくれと。これはビビットタウンのほうで雇用された方ですが、そのお願いをしても言うことを聞いてもらえなかった。

で、その出産日がわからんという話は、私もはっきり言いますが、そんなことは全部承知しています。ちょっと自慢話になりますが、お許しいただきたいんですが、例えば去年、1頭のヤギがその多くの中において、私は暇があるとちょこちょこっと見に行っておるんですが、ちょっと様子がおかしいぞという形で事務所のほうへ、ちょっと調べてもらえよということ私のほうから言いました。で、獣医さんも呼んだ。ところが、ちょっと体が変調を来しておるだけで大丈夫やということを使ったんですね。私が常時見に行っておって、そのときにヤギが物すごく岩塩をなめるし、体が気だるそうにしておる。そうしたら、そのときに1週間後に、やっぱりヤギが子供を産んでおるんですよ。私が言うたとおりになっておるんですね、これはうぬぼれるわけやないんですけど。

私もヤギの飼育を失敗したというのは、やはりヤギというのは、春に生まれたら秋口には妊娠する、それだけまで生育するんですよ、どんな本を読んだって。だから、ことし、今議員さんもおっしゃったように、ヤギの雄はいつでもいいんですね。それから、雌のほうは排卵する期間が短いもんですから、だからその時間帯を見ながら、ちょっとおかしな言葉ですが、そのヤギの鳴き声とか、それから性器の膨れぐあいとか、そういうものを見ながら、その雄を近づけて、例えばそれを見逃したら、はっきり言うたら子供は、排卵の時期を逃がしてしまう。そうすると、本当にわずか何十時間の間ですので、もうそれが過ぎてしまうと、雌は絶対に、尾っぽを下げてしまって隠してしまうんですね。そういう状況がありますので、だから、私がことしお願いしたのは、いつ生まれようと関係ないんやと、それは。とにかく妊娠させんことには、ヤギの数がふえなかったら、結局こういうふうに、わいわいおっしゃる方もあるわけですから、きょう、まさにそういうことをおっしゃってみえるわけですね、一方では。私としては、とにかく当初の予定から、倍々ゲームで雌がふえていこうという予定でいろんな計算をしながらこの事業に取り組んでおるわけですね。それがなかなかうまくいかない、現場へ言ったんですよ、私は、はっきり言って。だから、当時の責任者の方に、この飼育の方法では困るで変えてくれと言ったんですよ。だけど、言うことを聞いていただけなかった。これは事実なんです。

だから、ことしの場合はそういうことで、きちんとわけを話して、今、議員さんもおっしゃったように、私のこういうやり方でやってくれと。私は、いつ生まれてもいいんですよ、要するにははっきり言うたら。種づけ、まずヤギの体が大きくなるのが1つ、絶対に大事なんですね、体重がふえることが。そして、種がつけられる体の大きさにする。だから、その時期は、いつ種がついてもいいと。とにかくそれだけ考えておって、子供が生まれなったら、結果として何にもならんわけですよ。

だから、これははっきり言いまして商売ですから、商売としての感覚でいけば、ヤギの数がふえなかったら乳の量も少なくなる。そうすると、結果として、一方ではこういうふうに、おいおい赤字を出したらどう責任をとるんやとおっしゃる方もあるわけですね。当然そういうことが出るんですが、だから、ことしについては私の指示どおりやってくださいという形で、結果としてそういうことになったと。

私が思っておりましたのは、正直言うと、昨年の場合ですと21頭おりましたから、悪くとも18ぐらいは種がつくのではないかなということを思っておったところ、10頭しかつかずなかつた、そういうことなんです。ですから、結果を見て私はそういうことを申し上げているということですので、別にだれかを責めているわけでも何でもありませんので、現場の人もその辺のことは皆理解できる、説明に行っていますから、このごろ。理解していただいております。

8 番（楠 達男君） だったら、あのチラシはないです。以上です。

議長（浅野 正君） ほかに。

〔「ちょっと1点だけ」の声あり〕

5 番 小谷清美君。

5 番（小谷清美君） 22ページの緑資源の関係で事業費の減で150万の減額と、持ち出しはね。24年度の予算書を見ますと、立木補償とか何かで緑資源については1,000万近い予算が出ておるんですね。これの今後の進捗状況とといいますか、どんな状況になっていくのかということ、わかる範囲でちょっと教えていただきたいと思います。

議長（浅野 正君） 澤頭主幹。

産業建設課主幹（澤頭義幸君） まず23年度につきましては、調査がメインでございましたので、その分の延長が減額になりまして、全体調査費が減額になったということで、まず減額をさせていただいております。

24年度につきましては、今度詳細設計が入ってくる予定をしておりますので、事業費としては約8,000万ぐらいの事業費になりますので、その分についての負担金をまた上げさせていただいております。

議長（浅野 正君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩をいたします。再開は10時40分から行います。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（浅野 正君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

日程第9 議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（浅野 正君） 日程第9、議案第5号 平成23年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第5号について御説明申し上げます。

一般被保険者・退職被保険者等療養給付費、一般被保険者高額療養費の増額、過年度療養給付費等負担金の確定に伴う返還金などにより、総額9,500万3,000円を追加する平成23年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

議長（浅野 正君） 藤田住民課長。

住民課長（藤田栄博君） それでは、33ページをお願いします。

歳出ですが、総務費の一般管理費の職員手当等ですが、退職手当組合の負担金として10万2,000円の増額でございます。

次に国保連合会負担金で21万9,000円の増ですが、これは平成23年度の4月からレセプトの電子請求化という国の方針に基づきまして、全国統一で国保総合システムを国保連合会が整備、稼働するという運びになってございました。しかし、東日本大震災の影響により東北3県がちょっとシステム上だめでしたので、それが延伸され、10月診療分から稼働してございます。そのときの必要な新システムの運用試験とかデータ移行などの追加経費については各保険者が持つということになりましたので、今回、補正させていただくものです。これは、国庫支出金の特別調整交付金で賄っていただけるということになってございます。

次に保険給付費ですが、一般被保険者療養給付費から順次説明させていただきます。保険給付費につきましては、12月に補正させていただきましたが、これまでの今年度中の給付実績と前年度実績を考慮し、冬場の伸びも検討に入れながら、今年度の見込みを推計して補正額を計上してございます。

最初の一般被保険者療養給付費は5,628万2,000円を増額して、5億7,947万8,000円にします。この額は、前年度実績に対しまして20%の伸びとなっております。

次に退職被保険者等療養給付費ですが、1,096万1,000円を増額し、7,368万9,000円にします。この額についても、前年実績に対しまして30%の伸びとなっております。

退職被保険者等療養費ですが、3万7,000円を増額し、66万7,000円にします。これについても、前年対比9%の伸びとなっております。

次のページの高額療養費ですが、一般被保険者高額療養費は1,475万7,000円を増額し、7,817万1,000円にするものです。この額につきましても、前年対比45%の伸びとなっております。

退職被保険者等高額療養費も前年対比48%の伸びということで、179万2,000円を増額してございます。

次の後期高齢者支援金ですが、18万1,000円を増額し、1億1,180万7,000円にするものがございます。

次の前期高齢者納付金ですが、これも8,000円を増額し、32万1,000円にいたします。

償還金及び還付加算金ですが、これは22年度の療養給付費と負担金の返還金として998万8,000円を補正します。

最後に、直営診療施設勘定繰出金ですが、救急患者受け入れ体制支援分として67万6,000円を増額し、343万6,000円といたします。

次に歳入ですが、戻っていただいて、31ページです。

まず、国庫負担金の療養給付費等負担金ですが、一般被保険者療養給付費負担金として2,415万2,000円を補正し、1億8,381万4,000円にします。

次の国庫補助金の財政調整交付金につきましては、直営診療施設補助金、歳出における先ほどの緊急患者受け入れ体制支援分として満額の67万6,000円、そして先ほど総務管理費で申し上げました国保連合会に対する負担金の調整交付金として21万9,000円ということで、合計89万5,000円を増額し、4,693万1,000円にしております。

また、次の療養給付費交付金は、退職者医療療養給付交付金ということで1,279万円を増額し、8,153万7,000円にしております。

県補助金の財政調整交付金ですが、一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費の分として433万3,000円を増額し、3,537万6,000円となっております。

次のページでございますが、一般会計繰入金です。その他一般会計繰入金として4,997万円を一般被保険者の療養給付費分と高額療養費の財源不足分として、そして職員給与費分として10万2,000円の計5,007万2,000円を増額し、全体で10億158万2,000円とするものがございます。

また、その他繰越金といたしまして276万1,000円を増額し、これも財源の補充分として充ててございます。

以上、歳入歳出9,500万3,000円を増額する補正予算でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（浅野 正君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

4番 田中君。

4番（田中由紀子君） 1つは一般会計からの繰り入れについて、どういう法律に基づいてやられたのかということと、医療費が物すごく前年度と比べても伸びているということで、何か原因があるのかどうか。今後の予想ですけど、こういう伸びのまま移行するというふうに予想

されているのか、ちょっとその辺の考えをお伺いします。

議長（浅野 正君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） どういう法律に基づいて繰り入れができるのか、そんな法律はございません。繰り入れをしたらあかんという法律はありますけど、繰り入れした、この国保についてはそういうことはありませんのでこうやってさせていただいておるんです。

それから医療費の伸びについては、新年度の予算の中でちょっと出てまいりますので、またそのときに説明をさせていただきたいと思っております。

議長（浅野 正君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

以上をもちまして質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（浅野 正君） 日程第10、議案第6号 平成23年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第6号について御説明を申し上げます。

介護サービス給付費等、これまでの支払い状況により、居宅介護サービス給付費300万円の増、施設介護サービス給付費1,500万円の増、居宅介護サービス計画給付費80万円の増、特定入所者介護サービス費160万円の増など、総額2,109万1,000円を追加する平成23年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものです。

なお、細部につきましては担当課長から説明をいたさせます。

議長（浅野 正君） 藤田住民課長。

住民課長（藤田栄博君） それでは、42ページをごらんください。

総務費の一般管理費ですが9万1,000円、これは給料の関係でございます。

次に保険給付費ですが、居宅介護サービス給付費から特定入所者介護サービス費までございます。細部の説明をさせていただきます。

保険給付費の増は、介護サービス利用料の増に伴うものです。内訳は、訪問介護や通所介護等の居宅介護サービス給付費です。これを300万円増額し、2億1,300万円。

そして、老人福祉施設や老人保健施設などの施設利用に伴う施設介護サービス給付費につきましては、1,500万円を増額し、2億4,600万円といたします。

利用者のケアプランの作成費などであります居宅介護サービス計画給付費につきましては、80万円を増額し、2,760万円に。そして、次のページの介護サービス利用者の自己負担限度額を超えた場合に償還払いで支給します高額介護サービス費ですが、これを60万円増額し、890万円にいたします。

そして施設入所者が負担限度額認定を超えている場合の食費や居住費の補足給付であります特定入所者介護サービス費も160万円増額し、3,070万円を補正するということにしております。

介護保険の給付費全体ですが、これは23年度見込みは、先月末現在で5億5,700万円を見込んでおります。これは、前年度の実績に対しまして11.2%の増と見込んでございます。平成23年度の何で伸びたかというのは、施設の介護サービス費がふえていることが主な原因であろうかと思われま。

40ページをごらんください。

歳入でございます。国庫負担金の介護給付費負担金で329万円を増額し、1億200万1,000円。そして調整交付金が105万円の増額で2,908万6,000円。

そして介護保険国庫補助金が115万5,000円の増額ということでございますが、これは外国人登録法の廃止に伴う住民基本台帳法の改正によりシステムの改修を行いますのでその分でございます。

次に支払基金交付金、介護給付費交付金としまして630万円増額し、1億7,451万1,000円。

県負担金の介護給付費負担金も353万5,000円増額で、8,705万3,000円を計上してございます。

一般会計繰入金につきましては、介護給付費分として262万5,000円を増額し、7,271万4,000円。

そしてその他一般会計繰入金として、先ほどのシステム改修、国庫補助がありますので、当初予算の財源であった一般会計繰入金の事務費の減と、あと人件費分の増の差し引きによります106万4,000円の減額でございます。

そして最後に、介護保険基金繰入金として420万円を増額し、4,128万5,000円にするものがございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（浅野 正君） 御苦労さんでございました。

これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（浅野 正君） 日程第11、議案第7号 平成23年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、議案第7号について御説明を申し上げます。

県特定基盤整備推進交付金の確定に伴う減債基金積立金の追加など、総額3,177万2,000円を追加する平成23年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものです。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

議長（浅野 正君） 三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） それでは、平成23年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

47ページをごらんください。

歳入のほうから説明させていただきますが、県補助金、岐阜県特定基盤整備推進交付金でございます。これにつきましては、今須農業集落排水の建設事業につきまして、起債分に対する元利償還金の助成として毎年交付されております。これの国庫補助対象事業費をもとに算定を

されております。今年度確定金額が、ここにございます、3,175万1,000円ということで県のほうから通知がございましたので、これを補正させていただくものでございます。

次の財産収入でございますが、これは減債基金の本年度分の利子が発生しておりますので、それに数字を合わせる金額でございます。

それから歳出でございますが、毎年、今補正しました県補助金と基金利子でございますが、その収入額の合計額に相当する額を減債基金のほうに積み立てておりますので、本年度の合計収入額に合わせまして基金積立金額を増額補正するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（浅野 正君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（浅野 正君） 日程第12、議案第8号 平成23年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第8号について御説明を申し上げます。

事業費の確定に伴い、幹線管渠及び面整備工事費1,560万5,000円の減、上水道布設がえ工事負担金1,200万円の減などで、総額2,903万6,000円を減額する平成23年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものです。

細部説明につきましては、担当課長から行わせます。

議長（浅野 正君） 三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 議案第8号 平成23年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正

予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

まず、51ページをごらんください。

今回の補正に基づきまして、地方債の限度額を4,500万円から2,310万円へ変更いたします。続きまして、歳出から御説明させていただきます。55ページをごらんください。

まず、公共下水道施設管理費の委託料でございますが、本年度、浄化センターの汚泥の搬出回数が予定よりも若干少なくなるというような予定になりましたので、それに関連します汚泥処理委託料と搬出委託料と脱臭処理委託料、それぞれその回数分を減らせていただくということで、合計額85万4,000円を減額するものでございます。

次に公共下水道建設費でございますが、共済費につきましては、前々からの補正と同じものでございます。その次の委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金につきましては、本年度の下水道事業が完了して確定しておりますので、その差額分について委託料につきまして69万5,000円を、工事請負費につきましては1,560万5,000円を、負担金補助及び交付金につきましては1,200万円を、それぞれ減額するものでございます。

次に公債費の元金につきましては、財源を変えるものでございます。先ほどの公共下水道施設管理費におきまして汚泥処理に関する委託料額を減額いたしますので、そこに財源として充てておりました使用料85万4,000円が余ってまいりますので、公債費の元金の償還の財源として充てておりました一般会計の繰入金をその分減額いたしまして、使用料85万4,000円を充当するものでございます。

次に、歳入について御説明させていただきます。53ページをごらんください。

まず分担金でございますが、受益者負担金でございます。収入の実績に合わせまして200万円を増額するものでございます。

次に国庫補助金につきましては、補助対象事業費の確定に伴いまして815万円の減額を行うものでございます。

一般会計繰入金につきましては、歳出金額の減額に伴いまして44万4,000円の減額を行うものでございます。

繰越金につきましては、平成22年度の決算額によりまして31万2,000円の増額を行うものでございます。

次のページをごらんください。雑入につきましては、毎年、消費税の還付がございますので、その実際の今年度の還付額に合わせまして85万4,000円の減額を行うものでございます。

町債につきましては、本年度の事業費に基づきまして起債額を確定いたしますので、その金額との差額分の2,190万円を減額するものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（浅野 正君） 御苦労さんでした。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（浅野 正君） 日程第13、議案第9号 平成23年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、議案第9号について御説明を申し上げます。

資本的収入では、下水道工事に伴う配水管布設がえ工事負担金の減額、資本的支出では、平井浄水場土地購入費の減額、野上地内水道工事に伴う配水管布設がえ工事ほかの減額などを内容とする平成23年度関ヶ原町水道事業会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものです。

なお、細部説明は省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（浅野 正君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（浅野 正君） 日程第14、議案第10号 平成23年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第10号について御説明を申し上げます。

収益的収入では、医業収益の入院収益、外来収益1億2,000万円の減額、医業外収益の他会計補助金1億2,000万円の増、国保調整交付金67万6,000円の増、資本的収入では、企業債4億1,260万円の増、医療機器購入費700万円の減、繰り上げ償還4億1,966万4,000円の増額を内容とする平成23年度関ヶ原町病院事業会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては病院事務局長から説明をいたさせます。

議長（浅野 正君） 西脇病院事務局長。

病院事務局長兼総務課長（西脇哲郎君） ただいま上程されました平成23年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

まず62ページのほうでございますけれども、第2条におきましては、先ほど町長が説明されましたけれども、収入のところでは病院事業収益を85万4,000円減額して、病院事業収益を25億6,809万6,000円にするものでございます。

支出につきましては、153万円を減額し、25億6,712万円にするものでございます。

詳細は、後ほど明細書で説明をさせていただきます。

第3条におきましては、資本的事業のところでございますけれども、企業債の借りかえ事業を行わせていただきましたので資本的収入といたしまして4億1,410万円を増額し、5億6,424万4,000円にするものでございます。

支出におきましては、借りかえをするための企業債の償還を行いますので、その分を含めまして資本的支出が4億1,266万4,000円補正させていただきますので、6億6,675万4,000円に改めるものでございます。

第4条におきましては、企業債の目的、限度額が確定しましたので、補正後といたしまして医療器械整備事業として2,700万円、新しく今回補正で追加させていただきましたのが南病棟新築事業借換債の事業、これにつきましては補償金免除の繰り上げ償還事業ということで4億1,960万円を補正するものでございます。

69ページのほうをお願いいたします。

まず資本的収入及び支出のほうでございますけれども、病院事業収益といたしまして、今回、1億2,000万円の不採算地区病院運営経費として町のほうから繰り入れをしていただくことになりました。それに伴います医業収益の調整という形で、入院収益を5,475万円、外来を6,525万円、減額をそれぞれさせていただきます。それに伴う不採算地区病院の経費として1億2,000万円、これにつきましては、国の定める繰入基準の中で不採算病院における経費のモデル的経費という形のとらえ方で1億2,000万円という形で繰り入れをしていただくことになりました。次の国保調整交付金につきましては、国保の中でも説明がありましたけれども、救急体制の医師の国保のほうからの増額分ということで67万6,000円で、追加の分でございます。

国庫補助金につきましては、老人保健健康増進等国庫補助事業の額が612万円に確定をしましたので、不用額の153万円を減額させていただきます。

支出につきましては、医業費用のところの経費につきましては、病棟の24時間の空調を7月と1月に実施をさせていただいておりますけど、その見込みが少し不足したということで300万円増額をし、委託料のほうからそれを調整させていただきました。

医業外費用につきましては、先ほどの老健事業費分を同額、153万円減額するものでございます。

次に、70ページのほうをお願いいたします。

資本的収入のほうでございますけれども、企業債、まず医療器械整備事業として契約差金700万円を減額させていただきます。次の南病棟新築事業借換債でございますけれども、平成元年に借りました6.2%の金利を、今回、この補正を認めていただいた後に市中銀行で3社の見積もりで計画をしております。それに伴う4億1,960万円を市中銀行からお借りするという計画でございます。

次の奨学金返還金でございますけれども、看護師1名が、3年の貸与を行ってございましたけれども、一身上の都合で退職されましたので、規定に基づく2年6カ月分、150万円を返還いただきましたので、これに伴う利息につきましては、3条予算のほうで受けております。

次に支出のほうでございますけれども、建設改良費の医療器械購入費、これも支出のところと同額分を700万円落としております。

企業債償還金につきましては、南病棟で返済する額が4億1,966万4,000円を増額させていただくものでございます。償還予定は、3月26日の予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（浅野 正君） 御苦労さんでした。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中君。

4番（田中由紀子君） 繰り上げ償還をされるということで6%ぐらいが、これから3社の見積もりでやるということなんですが、おおよそどのくらい経費というか利息分が浮くのかということをしわかれば教えてください。

議長（浅野 正君） 西脇病院事務局長。

病院事務局長兼総務課長（西脇哲郎君） 一応入札でございますので、こちらの見込みとしては2%以下で考えております。

利息の借りかえをしたことよっての分としましては、8,000万から9,000万ぐらいが今回の事業で軽減されるのかなあというふうに思っております。

議長（浅野 正君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号から日程第43 議案第39号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

日程第44 議案第40号から日程第56 議案第52号までについて（提案説明・質疑）

議長（浅野 正君） 日程第15、議案第11号 住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてから、日程第56、議案第52号 平成24年度関ヶ原町病院事業会計予

算までの42議案を一括して議題といたします。

議案の説明に入る前に、町長から平成24年度の所信表明を行っていただきまして、その後に提出議案の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、所信表明ということで申し上げたいと思っております。

本日、平成24年第1回町議会定例会が開催され、平成24年度予算を初め関係議案を提出し、御審議を願うに当たり、当面の町政運営について私の所信の一端を述べたいと存じます。

上位団体である国や県などが財政的に厳しい状況にある中、関ヶ原町は歳出削減と歳入確保を中心とした行財政改革の推進に取り組んでいるところであります。平成23年度の普通交付税は9億8,000万円で、昨年度に比べ9,000万円増となっておりますが、内閣府が発表している月例経済報告に、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、引き続き持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになっている。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である」と示しているように、関ヶ原町においても、人口の減少及び少子高齢化、景気低迷による給与等所得金額の減少、地価の下落、家屋の新築の減少などの要因から安定した税収を見込めない状況にあり、町財政は引き続き厳しい状況にあります。長引く景気の低迷により税収の大幅増が見込めない現在、健全な財政運営を進めるため、歳出の削減と歳入確保を中心としたさらなる行財政改革の推進に取り組んでまいり所存ですので、議員諸兄を初め町民の皆様の御理解と御支援をお願いする次第であります。

平成23年度を振り返りますと、22年度の関ヶ原合戦410年に引き続き、関ヶ原合戦祭りとおの細道関ヶ原サミットの同時開催となり、多くの人のにぎわいがありました。2回目となる関ヶ原陣跡制覇ウォーキングも実施し、1,000人近くの参加者があり、今後も期待できるものとなりました。

また、国の経済対策の政策により、市町村重点分野雇用創出事業、臨時雇用事業等を初めとした交付金事業の活用により、事業費も1億7,874万円もの額の補助をいただき、数多くの事業を行いました。その中でも、まちおこしと観光客誘致に貢献した「関ヶ原東西武将隊」の影響は大きかったと思っております。

グラウンドゴルフ場は、依然として盛況でにぎわっております。

斎場につきましても、以前に増して町外者の利用もふえ、使用料もふえております。

一方、有害鳥獣につきましても、耕作物の被害による町民の苦情も多く、まだまだ解決するような対策がなく、苦慮しているところであります。

また、耕作放棄地対策にと飼育を始めたヤギですが、その乳を使ってのアイスクリームを特産品として販売しておりますが、23年度5月から11月までの7カ月間で3万4,000個を販売し

ました。今後は、販売店を拡大するとともに、新たな商品の開発も行いたいと考えております。

今須地区においての農業集落排水事業につきましては、管路、処理場と、すべての事業が完成し、全体の供用開始が始まっております。

その他、予算化された諸事業は、公共下水道事業の推進、各種保健福祉事業の充実、町道・農林道の新設改良等、議員各位を初め町民各位の御理解、御協力により進展させることができました。ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

私は、平成24年度の予算を編成しましたが、関ヶ原北小学校跡地、関ヶ原中学校の改築、新水源の確保、赤字から脱却できない関ヶ原病院改革等、懸案事項が山積する中で、今後の財政状況を見きわめつつ、地域の特色を生かし、真に必要なことを重点的かつ効率的に推進し、財政危機に陥らないよう注意を払いつつ、創意工夫をもって、本町が生き抜いていけるまちづくりに向けて取り組んでいくことを旨とし、的確に事業を選択し、予算編成したところであります。議員諸氏の御理解と御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、新年度における基本方針を申し上げます。

最初に、行財政改革であります。我が町は、昨今の経済情勢を考えると、税収増は余り見込めない状況にあり、厳しい財政状況の中で効率的な行政運営を行うことを求められています。病院事業や上水道事業、さらには公共下水道事業などによる借入金残高が膨らみ、今後も起債に頼らなければならない事業もある中で、このまま推移すれば、あと数年たてば公債費のピークを迎える見込みであります。今後の町行財政運営と町民の福祉を考えたときに、起債の制約を受けることは十分な施策推進ができないことにつながるため、財政の早期健全化を図ることが必要であります。

施策の点検による事業の重点化や、持続可能な財政運営への取り組み、行政運営の効率化を実行し、新規事業は必要最小限に抑制するとともに、既存の事業についても個々の事業内容を精査し、少ない経費で最大の効果を生ずるよう仕組みを見直すことや、収益を上げることが可能な事業の積極的展開を図る等、株式会社関ヶ原の名のもとに、民間企業の経営方針のあり方を参考に施策を推進してまいります。

次に、病院の立て直しについてであります。関ヶ原町の地域医療のかなめである公立病院として、医療の質とサービスの向上に努め、病院施設の改善と病院職員の資質の向上にと病院経営の改善に努めてまいりました。しかしながら、医師退職による岐阜大学病院からの医師派遣が医局医師の不足により維持確保ができない状況が続いており、診療体制の維持が難しい中、診療収益の減による病院経営の悪化が続いております。当面する課題である医師の確保と地域医療の維持に向けた病院経営改革案により、病院経営のあり方と病院機能の再編成を含めた病院改革に取り組むとともに、関係医療機関の協力と連携の強化により病院としての機能確保に努め、地域包括ケアの推進による地域完結型医療に取り組み、地域住民の医療と健康、福祉の

確保のため、引き続き医師の確保に努めてまいります。

次に、教育の充実であります。関ヶ原小学校が開設されて、はや3年がたち、子供たちも教育環境になれ、元気に仲よく学校生活を送っております。教育の充実については、子供の学力の低下が心配されている昨今でありますので、確かな学力の定着と個性と創造力を伸ばす教育を一層進め、徳目教育の充実や教材の充実に努めていきたいと考えております。また、特色ある学校づくりにおける的確なシステムの構築と継続的に改善できる仕組みづくりの推進や、学校の魅力向上にも学校ごとに取り組んでいただき、子供たちの学力向上と楽しい学校づくりを推進していくことにしています。さらに、特別支援教育についても自立と自主的な取り組みを支援するための施策に加え、今後は幼保の連携、一体化や、保健、食育、安全等の教育ニーズにも対応できるよう、積極的に施策を推進してまいります。

次に、史跡の活用及び観光の推進であります。本町は、天下に名高い古戦場のまちとして歴史遺産を多く抱えておりますが、それを生かした事業の取り組みについては、町・民間ともに積極的なものが少ないのが現状であります。昨今の歴史ブームにより本町を訪れる方々も多くなっておりますが、それに対応するための参加交流できるイベントや、年間を通じての交流の場づくりなどの仕組みづくりを充実させなければならないと考えております。史跡地の保存・活用の具体案づくりも客の呼べる案となるよう知恵を絞ってまいります。

観光面においては、古戦場のまちとしての観光面の活性化も重要であり、引き続き観光事業に携わる事業者を中心に、観光協会的なものの再整備を進めていく必要があると考えております。物産販売についても、笹尾山での移動物販所の開設などに力を注いでまいりたいと思っております。その中で、間接的にはみずからの商売に資するようにしていただきたいと考えております。

ソフト面については、活性化につながるものは積極的に具体化するよう努力してまいります。また、地域のミニイベントを各地区に対して開催を働きかけ、地域住民の触れ合いと地域の活性化を図ってまいります。

また、旧北小学校跡の活用、また駅前民家活用に多方面から検討を加える必要があると思っております。

以上、申し上げました基本方針を念頭に置きながら、新しい時代のまちづくりのために、皆さんと一緒に知恵を絞り、気概を持って取り組む覚悟でありますので、議員各位を初め町民の皆様には、私の決意と気持ちを御理解いただき、温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、一括上程されました議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第43号から議案第52号までの平成24年度予算について御説明を申し上げます。

国においては平成24年度予算の概算要求に当たっては、中期財政フレームを遵守しつつ、我が国の最優先課題である東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害の速やかな収束並びに

震災等、世界的な金融経済危機に直面している我が国経済社会の再生に全力を尽くすことが肝要であるとの基本的な考え方のもと、平成24年度予算においては、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に日本再生に全力で取り組む、あわせて地域主権改革を確実に推進するものとの基本方針により、平成24年度一般会計総額は90兆3,339億円で、平成23年度当初予算比2.2%減となりましたが、経済危機対応、地域活性化予備費は12.3%増となっております。

一方、厳しい町財政に配慮し、町の財源不足を補うとともに、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、引き続き臨時財政対策債の発行や、地方交付税総額も前年対比0.5%増の額を確保するなど、地方に配慮した予算となっております。

このような状況の中、本町の一般会計会計予算は、前年比3.8%増となっておりますが、景気動向をかんがみ、昨年度に引き続き緊縮型の予算としています。歳入では、自主財源としての町税におきましては、個人町民税、固定資産税の減少と法人町民税の大幅な減少により2.2%減となっております。地方交付税につきましても、23年度法人税増収調整により5.1%減となりました。臨時財政対策債につきましては、交付税の減額と制度改革等により36.8%の増額となったところであります。本町の財政は、まだまだ先行き不透明な経済環境や財政施策の中で、税収や、特に起債残高、実質公債費比率の推移を見ながら、さらに徹底した行財政改革が必要となってきております。このため、人件費、物件費などの徹底した見直しや、経常経費の簡素化、効率化を図る一方、施策の創意工夫と改善を図りながら、財政運営の合理化・適正化に意を払ったところであります。

このような結果として、平成24年度の予算規模は、一般会計35億7,280万円、特別会計等53億3,354万円、予算総額89億634万円となったところであります。これを本年度当初予算と比較しますと、一般会計では3.8%の増となりました。特別会計については、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計が大幅な増となったものの、今須の農業集落排水事業が完了したことから27.1%の減となったのを初め、病院事業会計の減額などにより、特別会計合計では1.4%の減となり、町予算総額では2億681万9,000円、2.4%の増となったところであります。

予算の大要、歳入歳出の項目別につきましては、この後、担当課長が行います主要事業等の説明に出てまいりますので、平成24年度予算提案説明、予算編成の経過に添えて別途配付することで説明とさせていただきますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、続いて議案第11号から議案第42号につきまして、順次御説明を申し上げます。

議案第11号につきましては、住民基本台帳法等の一部を改正する法律に伴い、外国人登録が廃止され、町条例の改正が必要な各条例の改正を行うものでございます。

議案第12号につきましては、暴力団の撲滅を目指して岐阜県暴力団排除条例が平成23年4月

に施行されたことに伴い、県内市町村が一体となって取り組みが必要となるため条例を制定するものでございます。

議案第13号につきましては、町長部局より教育委員会の所管を有する職員について現状に見合った見直しをし、病院職員の経営規模に合わせた定数の削減をするため改正するものでございます。

議案第14号につきましては、職務内容及び職場環境において特殊性のあるものとして特別な考慮が必要とする場合の特別勤務手当を設けるため改正するものであります。

議案第15号につきましては、単純な労務に雇用される職員に対して給与の種類として特殊勤務手当を支給できることを明確化するため改正するものであります。

議案第16号につきましては、第5期介護保険事業計画に当たり介護サービス料の推計を行ったところ、現状の保険料では不足するため保険料の改正を行うものでございます。

議案第17号につきましては、今須農業集落排水事業の事業完成に伴い、地元の負担金を確定し、加入納付金の決定並びに見直しに伴う改正を行うものでございます。

議案第18号につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第32条による公営住宅法の改正により、整備基準や収入基準が条例委任されることにより改正を行うものでございます。

議案第19号につきましては、医師確保対策として大学院生、医師免許取得者を対象とした奨学金の貸与を行い、終了後、貸与期間に相当する期間、病院勤務をすることを定めるための改正を行うものでございます。

議案第20号から議案第38号までについては、岐阜市ほか18市町村との事務委託の規約につきまして、平成21年7月15日に交付された住民基本台帳法等の一部を改正する法律に基づき、外国人登録法が廃止されることに伴い、事務委託の範囲の外国人登録の証明書部分を削除する改正を行うものでございます。

議案第39号につきましては、平成21年7月15日に公布された住民基本台帳法等の一部を改正する法律に基づき、外国人登録法が廃止されることに伴う改正を行うものでございます。

議案第40号から議案第42号までについては、玉農業集落排水事業、今須農業集落排水事業、公共下水道事業の特別会計への繰出金の額を定めるものでございます。

以上、一括提案されました議案の説明を終わらせていただきます。

なお、議案第20号から議案第41号までの議案につきましては、詳細説明を省略させていただき、その他の議案につきましては、引き続き細部を監理官以下担当課長に説明をいたさせます。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（浅野 正君） どうも御苦労さんでございました。

ここで暫時休憩いたします。5分ぐらいを目途としていますので、よろしく願いいたします

す。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時40分

議長（浅野 正君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

それでは、ただいまから順次説明を求めますが、議案によりましては説明を省略することもございますので、御了解をお願いいたします。

それでは、議案第11号 住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についての詳細説明を求めます。

藤田住民課長。

住民課長（藤田栄博君） それでは、議案資料、新旧対照表のほうで説明させていただきます。ほとんど同じような項目なんですけど、何がかわるかといいますと、平成24年7月7日で外国人登録法が廃止され、新たな在留管理制度が始まります。これについては、外国人住民の利便性の向上と合理化を図るために、住民基本台帳法も外国人登録が廃止されると同時に、住民基本台帳法の一部を改正されました。

内容的にはどういうものかといいますと、現行では外国人は外国人登録法に基づき、外国人登録原票に記載されて、日本人住民とは別の制度で登録されています。そのため、日本人が出される今までの住民票には外国人さんの記載はなかったのですが、外国人登録法と入管法を改正することによって外国人の住民も日本人の住民と一緒に、住民票に同居の場合は1枚のところに記載されるということになりました。今までは外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書をとっていただかなければならなかったのですが、今度は同一世帯だったら1枚の住民票に外国人の名前も上がってくるということで、入管手続についても相当簡易化されるということで、外国人のための利用とか利便性を図るために改正されてございます。といったことで、それに関する関連の条例を改正するものでございます。

それで、資料の1ページ、住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表を簡単に説明させていただきます。

1ページ目は、関ヶ原町の内部組織設置条例でございます。下が改正前で上の段が改正後です。その中の住民課の中の「口 外国人登録に関すること」、これがなくなりますので削除します。

次の2ページ目ですが、第2条による改正、これは印鑑条例でございます。これも登録資格というところで日本人と外国人ということで別々になってございましたが、今度は一体化されますのでこれも削除します。

次に3ページ目ですが、これも「又は外国人登録原票」「又は登録」という言葉を削除させていただきます。

4 ページ目、これは関ヶ原町の手数料徴収条例でございます。下の段の6と7ですが、これは住基法の改正による条文の番号が変わりましたのでそれを変えてございます。

次に5 ページ目の9ですが、外国人登録原票に登録したということで、証明書の交付手数料が書いてございますが、これはなくなりますので削除します。

次に6 ページですが、入学祝金支給条例ですが、これも外国人登録法のこと書いてございましたのですべて削除いたします。

次の第5条の在住外国人高齢者等福祉金支給条例ですが、これも6 ページから7 ページにかけてですが、入管法と外国人登録法の関係で語句を一部変えてございます。

次に8 ページですが、長寿者褒賞条例ですが、これも外国人登録という言葉が出ていますので削除してございます。

次のひとり暮らし老人お年玉支給条例についても、同様に外国人登録法を削除してございます。

9 ページ目の第8条による改正ということで、斎苑設置及び管理に関する条例ですが、これも外国人登録法の関係で削除してございます。

次の9条分ですが、国民健康保険条例、これも外国人登録の削除でございます。

以上でございます。簡単ですが、こういう改正にお願いしたいと思います。

議長（浅野 正君） 御苦労さんでございました。

この外国人登録法は国からの上位法でございますので、御了解していただきたいと思っております。それでは、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続きまして、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号 関ヶ原町暴力団排除条例についての詳細説明を求めます。

谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、議案第12号 関ヶ原町暴力団排除条例についての説明をさせていただきます。

80ページをごらんください。

第1条に目的をうたっております。暴力団の排除に関する事項を定めるということで、これは町民の安全で平穏な生活を確保するためのものということでございます。

第2条に、定義として、暴力団、それから暴力団員、暴力団員等、町民等という用語の意味をうたっております。

それから第3条ですが、基本理念として、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと等をうたっております。

第4条は、町の責務としまして、町民等の協力を得るとともに、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進しなさいということであっております。

それから第5条ですが、町民等の責務としましてうたっております。

それから81ページ、第6条ですが、町の事務及び事業における措置として、公共工事その他町の事務または事業により暴力団を利することとならないようということであっております。

それから第7条ですが、公の施設の使用における措置についても同じですが、公の施設の使用の許可を取り消すことができるということであっております。

それから飛んでいただきまして、第10条ですが、利益の供与の禁止ということで、暴力団員等またはその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならないということであっております。

それから第11条ですが、祭礼等からの暴力団の排除ということで、祭礼、花火大会とか興行に関しまして、公共の場所に多数人数が集まる場合に、その行事に対して暴力団を関与させてはならないということで、露店とか屋台等、その他の関係で排除してくださいということであっております。それから、町の行事主催者等は、警察と緊密に連携をして必要な措置を講じなければなりませんとしてございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するということで、これは提案説明にもありましたように、県の暴力団排除条例が23年4月に施行されまして、今回、西濃管内もほとんどの町村がこの条例を制定しているものでございます。よろしく申し上げます。

議長（浅野 正君） 御苦労さんでした。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中君。

4番（田中由紀子君） 結局、暴力団と関係を持たない、排除するということが町民や自治体に課されるということだと思んですが、なかなかこの方が暴力団員かどうかというのはわからないと思うんですけども、そういう情報というのはどうなるんでしょうか。

議長（浅野 正君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 聞いている限りでは、郡内とかは余り暴力団はおらないという話で、ただ暴力団に関しては警察がその情報をほとんどつかんでございますので、その関係で警察と連携を持ってやってくださいということで、ここにもうたっておりますように、そういうことしか聞いておりません。

議長（浅野 正君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。再開は13時より行いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

議長（浅野 正君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第13号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例についての詳細説明を求めます。

谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、議案第13号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

提案説明にもございましたように、町長部局と教育委員会の所管に関する職員についての現状に見合った見直しをするということで、資料の10ページをごらんいただきたいと思います。

まず、町長の事務部局の関係ですが、事務部局のほうを3人ふやします。それから、今言いましたように教育事務局のほうを3人減らして、教育委員会部局と事務局を入れかえるという

ことで、これは現状に合わせた形でということ、事務部局のほうに関しましては単労とか採用がありますし、またちょっと病院との関連もあるかもわかりませんので3人ふやすということでございます。それから病院関係に関しましては、189人から135人に変更ということで54人の減、これは現在、病院の実数が138人でございます、今後、人員等の減も含めての話で135人ということで上げてございます。最終的にトータルは、現在の325人を271人、病院の54人の減だけということになります。よろしくをお願いします。

議長（浅野 正君） それでは、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中君。

4番（田中由紀子君） 病院職員ですけれども、現在の138人ということは、3人はみ出しになりますんですが、今後やめられる予定があるのか、それとも、肩たたきの行為はやるべきではないと思うんですが、その辺の状況はどのようになっていますでしょうか。

議長（浅野 正君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） ベッド数が最高205床、今129床です。これからも定数の削減はしていこうと、そういうふうに思っています。肩たたきをやったらいかんということでしたら、何をしたら減らせますか、教えてください。

病院がどんどんどんどん赤になって、町がつぶれてしまっというふうになったときにどうするんか。だから、簡単に物をおっしゃるので、ぜひともひとつ御教示願いたい。肩たたきがあかんとおっしゃるなら、どうしたらいいか教えてください。

〔挙手する者あり〕

議長（浅野 正君） 4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） やっぱり本人の希望に基づいて、その辺は強制的にやめさせるということではできないと思いますので、やっぱり本人の希望を大事にしていきたいということです。

議長（浅野 正君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） あなた、肩たたきの意味がわかっらへんのですね。意味がわかっていないんですか。また、おかしなふうにかんといってくださいよ。肩たたきといって、地方公務員法を読んでください。強制的にやめさせることなんてできませんよ、はっきり言いますけど。また、うそを書かんように、ひとつお願いします。

議長（浅野 正君） 訂正しますか。

4番（田中由紀子君） よくわかりました。強制的にはできないんですね。

議長（浅野 正君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、これより討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論はなしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号 関ヶ原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、関ヶ原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

資料11ページをごらんください。

まず第2条に、種類としまして、第9号に特別勤務手当というのを加えさせていただきます。

それで、11条の2を加えて、ここに特別勤務手当はどのようなものかということで、特別勤務手当は、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が通常と異なる業務に従事し、その勤務について特別の考慮が必要と町長が認めた場合に限り支給するというので、2項に前項の特別勤務手当は、勤務一月につき1万円を超えない範囲内で町長が定めるという文言を追加させていただくものでございます。

施行日は公布の日からということで、よろしく申し上げます。

議長（浅野 正君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

8番（楠 達男君） 1点だけ申し上げます。

これは、直接はmay!may!の店舗の関係でこういう条例改正だということは理解しますが、ただ、それ以外にも当然適用を、今後可能性としてあるんで、あえて聞きますが、この第11条の2で追加された「通常と異なる業務」という文言がありますが、例えばそれはどういう内容なのかということ。というのは、今回はmay!may!の店長さんのことが想定されているんですけども、条例ですから、ほかに適用の可能性もあるわけであって、その意味で

は通常と異なる業務に従事しという内容をもう少しお知らせいただきたいということと、それから1万円の根拠みたいものを、例えばほかにこういう例があるから1万円にしたとか、1万円とした基準というか基礎になるもの、根拠があれば少しお聞きしたいと思います。以上です。

議長（浅野 正君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） ほかのケースを想定しているわけではありません。現時点において、来年度からですが、店長は向こうへ入っていただくということを考えております。あその場合は一般業務と違って食べ物を扱いますので、一つ間違いがあると大変なことになりますので、そういう意味合いであそこへ精勤をしてもらおう。そして、そういう形で通常業務とは違うという意味合いで手当をつけよう。本人、これはあくまで、前から申し上げておりますように営業行為ですので、本人の奮起も促したいということでもあります。

それから1万円の根拠は、別にございません。本人と話し合っ、て、どうだと、本人も一生懸命そういうふうでやりたいという話でしたので、1万円という金額で、そういうことあります。

議長（浅野 正君） 詳細説明、谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） この条例に関しましては、特別勤務手当ということでここらうたってございますが、規則のほうで特別勤務手当としていいますと、職員が「やぎ工房 may! may!」において店長業務に従事したとき、従事した月、一月につき1万円を支給するというので詳しくうたってございます。支給する場合は規則のほうでうたいますので、ほかのパターンが出てきたときはそのようにうたいますので、ここは範囲内を条例でうたっておるということです。

議長（浅野 正君） ほかにありませんか。

8番（楠 達男君） もう一回確認ですが、この条例はmay! may!の店長ということをお前提にした条文という理解でいいですね。

議長（浅野 正君） ほかにありませんね。

〔発言する者なし〕

それでは、これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号 関ヶ原町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、議案第15号 関ヶ原町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、今の特殊勤務手当に関する条例の一部に関連して、いわゆる給与の種類として上げさせていただくんですが、資料の12ページをごらんいただきたいと思います。

規定の給与の種類の中に特殊勤務手当というのが上げてございましたので、特殊勤務手当ということで規定の整備をさせていただくものでございます。

施行日は公布の日からということで、よろしくをお願いします。

議長（浅野 正君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例についての詳細説明を求めます。

藤田住民課長。

住民課長（藤田栄博君） それでは、資料の13ページをごらんください。

これは介護保険事業に係る保険料率の条例で定めたものでございます。現在、介護保険は第4期で、次から第5期の事業計画に入りますが、介護保険法第129条に基づき条例で定めるということになってございますので、今回、この保険料を算定しました。

下段の改正前ですが、平成21年度から平成23年度、これを平成24年度から平成26年度までの

第5期介護保険計画の年度ということで定めてございます。

次に保険料なんですが、第1号が、これは年額でございますが、1万6,800円から2万2,200円、第2号が1万6,800円から2万2,200円、第3号が2万5,200円から3万3,300円、第4号、これが基準となる保険料なんですが、3万3,600円から4万4,400円、月額にしますと、現在、2,800円を3,700円にするものでございます。第5号が4万2,000円から5万5,500円、第6号で5万400円から6万6,600円。

そして附則の部分ですが、4段階を特別部門として今回も掲げてございます。この金額については、次の14ページですが、3万6,408円とするものでございます。以上でございます。

議長（浅野 正君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 1、2、3、4、5、5段階ですね。保険料が5段階、これまでずっと担当のところで努力をされて、基金も使いながら財政的にやりくりされたというのは評価するんですけども、今回、その値上げについて、例えばこの5段階をもう少し段階をふやして広げるとか、あと減免制度をつくって軽減対策をとるとか、そういうところは考えておられないでしょうか。

議長（浅野 正君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 考えておりません。

議長（浅野 正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

反対討論を許します。

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） それでは、議案第16号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論を行います。

昨今の国の施策の中で年金は削減され、片や医療費や介護利用料がかさんでおります。年金暮らしは大変厳しい暮らしで、そういう声がたくさん入ってきています。国の社会保障予算の削減のもと、全国自治体の介護保険財政は逼迫しており、ここ数年で介護保険料は軒並み値上

げされ、または値上げが予定されています。

今日の貧困の原因の一つに、こうした保険料負担が重くのしかかっているとされておりまして、社会問題ともなっています。国庫負担金をふやさない限り、介護保険料は際限なく値上がりするという仕組みです。この仕組みを変えていくことが必要だと考えます。

私は、保険料の区分を広げることや減免制度の創設など、住民負担の軽減を求めたいと思えますけれども、それも考えていないということで、今回の値上げは住民の生活を圧迫することになります。住民の厳しい暮らしを見たときに、この値上げには賛成することができません。

以上の理由から、今回の関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について反対とします。
議長（浅野 正君） それでは、次に原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

2番 澤居久文君。

2番（澤居久文君） 議案第16号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

介護保険は、高齢者の増加に加え、介護サービスの利用もふえていることから、年々介護給付費が増加しております。特に平成23年度は施設サービスの利用がふえ、老人保健施設の給付費は前年度の2倍近くになっています。

関ヶ原町の介護保険は、保険料の基準額2,800円を12年間据え置いておりましたが、介護給付費の伸びにより保険料が不足している状況であります。介護保険基金を取り崩して補てんはしておりますが、だんだんと底をつきつつあります。よって、この値上げに関しましては、やむを得ないものと思ひ、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。他の議員の御理解を、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（浅野 正君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数、よって、本案、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号 関ヶ原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についての詳細説明を求めます。

三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） それでは、御説明させていただきます。

今回、今須農業集落排水事業が完了いたしましたので、それに伴いまして加入納付金を定めるものでございます。

議案資料の15ページをごらんください。

今回、改正条例の第1条におきましては、平成22年第2回の定例議会、3月議会ですが、議案第29号で一度可決をしていただいた内容がございますが、そのうちの平成24年4月1日施行となっております今須農業集落排水処理施設に係る加入納付金について、この一部改正を削除するというものでございます。

続きまして、16ページをごらんください。

改正条例の第2条になりますが、現在の条例の第13条におきまして、玉農業集落排水処理施設の加入納付金だけを規定いたしておりますので、まず第13条中の表を削除させていただきまして、新たに2項というものを追加して、加入納付金につきましては、どちらの施設に係るものも21万円とさせていただき、第1項の字句を整理させていただくものでございます。

施行日は、平成24年4月1日からといたしております。よろしく願いいたします。
議長（浅野 正君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 関ヶ原町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての詳細説明を求めます。

澤頭産業建設課主幹。

産業建設課主幹（澤頭義幸君） それでは、議案第18号の関ヶ原町営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案説明にもございましたが、法律の改正に伴い、公営住宅の整備基準及び収入基準の条例

委任により改正させていただくものでございます。

資料の17ページをごらんください。

第4条第1項第4号につきましては、条項の変更でございます。

続きまして、資料18ページをごらんください。

第5条の入居者の資格につきましては、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、改正前におきましては、第5条第1項にて令第6条第1項で定める者としておりましたが、これを削除し、資料19ページから21ページの第5条第2項にて第1号から8号までを条例として加えるものでございます。

また、資料18ページの第5条第1項2号の収入基準におきましては、旧政令第6条の規定を引用するものでございます。

続きまして、資料21ページからの第6条第2項及び資料22ページの第28条第1項につきましては、条項の変更でございます。

同じく22ページからの第42条第1項及び50条、23ページの第51条につきましては、条項の変更と省令名称の変更でございます。

今回の改正に伴いまして、現行の条例内容と大きく異なるものではございません。

平成24年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（浅野 正君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号 関ヶ原町病院事業奨学金貸与条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

西脇病院事務局長。

病院事務局長兼総務課長（西脇哲郎君） 議案第19号について説明をさせていただきます。

資料のほうの24ページをお願いしたいと思います。

奨学金の貸与条例につきましては、看護師の事業として続けておりましたけれども、今回、県のほうで地域医療確保事業として、医師確保対策事業の一環として県のほうから、2年間の事業で単年度1,000万の事業としての医師を確保するための施策の計画を出してくださいということで、町長と相談をいたしまして、医師の免許を有する大学院生の先生が、今、当院に3名お見えになっていますけど、そういった先生方が社会人医師といえますか、勤務をしながら大学院の修士課程を取る努力をされているわけですが、そういった先生方に少しでも支援をして、それを奨学金として貸与し、その貸与の期間を病院に勤務するというのを県に提案してはどうかということで、この事業は岐阜県内では東濃地域が1市数町村の負担金をもって事業化をされておりますけれども、当町としては、この県の補助金を有効に活用することと、岐阜大学の大学院生の先生方を支援することと、あわせて当町の医師確保の施策の一つになればということで、先日、町長と院長と私が大学院の学部長先生にお会いをし、その提案をさせていただいて、提案の内容については理解をしていただきました。しかし、大学院生の先生方については手挙げ方式ですので、今後、この事業を定着させて、少しでも大学院生の先生方を支援し、当院に勤務していただける方を探していきたいということで、今回、それをこの貸与条例の中に、医師として第2条のところに加えさせていただきました。この医師については、先ほど言いました医学部大学院生の医師免許を有する方ということで設定しております。

そして貸与の額につきましては、第3条で月額25万円、年間300万円、東濃地区においては月額20万円ですが、多分東濃エリアもこの補助事業を受けて増額をされているんじゃないかなあというふうに思っていますけれども、いずれにしても、大学のほうと連携をとりながら、奨学金の貸与を受けていただく先生との話し合いに持っていきたいということで、条例に制定をし、4月からまた積極的に展開をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（浅野 正君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

8番（楠 達男君） 施策としては大賛成でありますけれども、提案説明の中で東濃で現実にはやってみえるということですが、見通しというか、現実こういう制度の中で残られた方とか、来ていただける方、東濃の場合あったんでしょうか。

議長（浅野 正君） 西脇病院事務局長。

病院事務局長兼総務課長（西脇哲郎君） 済みません、東濃のほうの実績は確認をしておりませんが、大学の学部長先生のほうからは、実際は社会人医師の方が多いいのでなかなか難しいかなあということですが、最終的には各教授先生の裁量のところになるのかなあということで、仮に貸与が1年であれば1年勤務していただくと。院長は、大学院の先生を1年以上とどめるといことは難しいだろうと。やっぱり修士課程、博士課程を取って研究を目指される方もお見えになるでしょうし、やっぱり1年が今の段階では最大かなというふうには一応聞いております。

ただ、今後また努力をさせていただきますけど、現状のところでは希望者はございませんけど、4月から積極的に展開していきたいと思っております。

議長（浅野 正君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号 岐阜市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約についてから議案第38号 海津市と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約につきましては、詳細説明を省略して質疑を行います。また、討論、採決は一括して行いますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号から38号までの採決をいたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第39号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について詳細説明は省略して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は1時40分からです。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時40分

議長（浅野 正君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第40号 平成24年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入れについてから議案第42号 平成24年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについてにつきましては、詳細説明を省略いたします。

続きまして、議案第43号 平成24年度関ヶ原町一般会計予算について、総括の説明を求めます。

西脇監理官。

監理官（西脇康世君） それでは、平成24年度一般会計予算の総括説明をさせていただきます。

お手元にございます「平成24年度予算資料」という横向きの資料をお願いいたします。

先ほどの町長の提案説明にもございましたけれども、平成24年度の予算は、特別会計等を合わせまして総額89億634万円でございます。前年比2.4%の増という予算規模でございます。

そのうち、一般会計につきましては35億7,280万円ということで、前年に比べ1億3,200万円の増ということで、3.8%の増の予算となったところでございます。

一般会計の歳出でございますが、資料の5ページをお願いいたします。

各款別の前年との比較でございますけれども、最初の議会費でございますが、議員共済給付費の一部負担金の一時金が通常になったということで8%の減となっております。それから総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費の総額につきましては、ほぼ前年並みとなっております。ただ、農林水産業費の農業費と林業費ほかにつきましては、これは人件費の入れかえがございまして若干の差が出ておりますが、大きな事業の変更等ではございません。土木費におきましては、若干の工事費及び工事負担金の増によりまして道路橋梁費が15.5%の伸びとなっております。教育費におきましては、中学校の校舎改築、それから体育館の耐震補強の設計等によりまして9.4%の伸びとなったところでございます。各科目の主要事業の内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、9ページのほうをお願いいたします。

9ページにつきましては、性質別の内容となっております。中で人件費と物件費と補助費等、これらはいずれも20%を超えておりまして高い割合を占めております。この3つ合わせまして60.8%というところでございます。

それから、増減率の多いものを個別に見ますと、扶助費が子ども手当の見直し等によりまして3,182万5,000円、率にして10.1%の減となっております。

それから、投資的経費のうち補助分につきましては、関ヶ原中学校の校舎改築の設計費を計上したことによりまして221.4%という大きな伸びとなっております。

単独分につきましては、道路改修等工事費の増により45.3%の増となったところでございます。

その他の経費につきましては、病院への出資金の減少により投資及び出資金が15.9%の減となっている一方、繰出金において金額にして5,286万円、13.3%の増となったところでございます。

繰出金及び出資金の一覧については11ページのほうに記載されておりますので、御一読をお願いいたします。

また、13ページのほうにつきましては、基金残高の見込みの一覧を掲載しておりますので、後ほど参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ですが、一般会計の歳出の概要説明ということにさせていただきます。
議長（浅野 正君） これより歳出について順次説明を求めますが、「予算主要事業説明一覧表」に基づいて主なるものを簡潔に説明を受けたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

なお、款の中でも担当課が分かれているところがありますので、あらかじめ指名はいたしません。何ページということを示していただき、順次説明をお願いします。

それでは、お願いいたします。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 主要事業説明のほうから入らせていただきます。

関ヶ原東西交流事業でございますが、23年度は東西武将隊ということで大変お客様に好評いただきましたが、24年度も緊急雇用ということで、若干震災等緊急雇用事業ということに変わっておりますが、これにつきましては、去年の3月11日以降に辞職した失業者を対象ということになってはいますが、条件はそんなに厳しくはございませんので、内々示等はいただいております。それにつきましてはでございますが、内容につきましては、笹尾山のブラッシュアップ事業とか、甲冑による古戦場……。

議長（浅野 正君） 高木課長、ちょっと待ってね、いいですか、資料わかりますか。

〔発言する者あり〕

高木課長。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 1ページでございますが、総務費の総務管理費で3行目、関ヶ原東西交流事業でございます。23年度は東西武将隊ということでやらせていただいておりますが、24年度につきましては、これも同じように公募型プロポでやる予定でございますが、笹尾山のブラッシュアップ事業とか、甲冑による古戦場イメージアップ事業、また参加交流型のイベントで創出、募集事業を行う予定でございます。

それと、次に同じくその下でございますが、関ヶ原合戦祭り、これは23年度と同じでございます。

〔「新規だけでええ」の声あり〕

〔「主なやつで」の声あり〕

一応うちのほうはこれだけでございます、主なやつだけで。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 総務管理費の一番下のふれあいバス事業ですが、「試行」と書いてありますが、消しておいてください。ふれあいバスの事業ですが、今年度より町の単独事業として、引き続き529万2,000円でやらせていただきます。

税務課長（若山孝幸君） 徴税費でございます。事業名、固定資産評価基礎資料整備事業965万8,000円でございます。説明の欄に固定資産評価基礎資料整備委託950万円と書いてございます。主な変更点につきましては、航空写真撮影を減額いたしまして、土地の路線価区域拡大に伴う画地調査を増額しております。ほかにつきましては、23年度予算と同じ内容でございます。以上でございます。

住民課長（藤田栄博君） 戸籍住民基本台帳費ですが、総合システムで743万1,000円、そして7月以降の試行に向けました外国人住基システム事業で81万9,000円となっております。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 次の選挙費でございますが、県知事選挙648万9,000円、平成25年2月5日任期満了ということで見てございます。

それから、町長選挙ですが610万6,000円、今年度、平成24年12月25日任期満了ということで上げてございます。以上です。

住民課長（藤田栄博君） 民生費の社会福祉費ですが、国民健康保険事業ですが、9,802万円のうち、その他の一般会計からの繰り入れで5,807万3,000円を繰り入れていただきます。

障がい者自立支援事業で9,315万7,000円、そして老人福祉センター事業で1,397万4,000円。

児童福祉費ですが、子育て関連事業で232万2,000円、前年度403万1,000円だったんですけど、これは23年度、児童虐待防止用の巡回の公用車を買ったので、その分が今年度はありませんので減額です。

子ども手当支給事業ですが、先ほど監理官が申しましたように、以前までは3歳未満が1万5,000円、3歳から中学生が1万円に変わりましたので減ってございます。

次に保健衛生費ですが、次の4ページですが、健康増進事業の中の自殺予防対策事業、これが新たに58万3,000円計上しました。これは自殺防止ということで、中学校での保健師による自殺の防止事業とか、高齢者に対する専門家の講演会とか、あと各戸配布、リーフレットを考えてございます。

水道環境課長（三宅芳浩君） 同じく保健衛生費でございますが、公害対策事業で例年と同じでございますが、総合環境調査を実施いたします。

合併処理浄化槽の設置整備補助金でございますが、来年度は5人槽、7人槽をそれぞれ1基を予定しております。

清掃費でございますが、ごみの処理の関係でございます。それぞれの組合への負担金と、ごみの収集運搬、中間処理委託料でございます。

産業建設課主幹（澤頭義幸君） 4ページでございます。農林水産業費の農業費でございますが、中山間地域等直接支払い事業、これは平成22年より5年間の協定を結んでおりますので、例年並みに938万6,000円を計上させていただいております。

次めくっていただきまして、5ページでございます。獣害防護さく助成事業として25区画を予定させていただいて、80万円計上させていただいております。

畜産事業、これはこちらにつきましては、ヤギの飼育の関係で1,154万9,000円を計上させていただいております。

続きまして、乳製品開発販売事業でございます。これは「やぎ工房may!may!」の維持管理等の費用でございます。2,321万6,000円計上させていただいております。

続きまして、広域農道整備事業です。これは西南濃第3期分の事業費に対します負担金でございます。469万9,000円を計上させていただいております。

2つ下がっていただいて、県単土地改良事業650万円につきましては、今須地内におけます中湯の用水取水口の改修工事でございます。

続きまして、耐震診断業務委託事業でございます。こちらは今須生活改善センター及び玉集落センターの耐震診断を行う事業でございます。151万3,000円計上させていただいております。

続きまして、林業費でございます。有害鳥獣捕獲事業といたしまして、有害鳥獣捕獲等の補助で541万1,000円計上させていただいております。

次に、緑資源幹線林道建設事業でございます。これは山の道地域づくり交付金事業といたしまして、24年度分の事業費に対します負担金で1,016万5,000円計上させていただいております。参事兼地域振興課長（高木博之君） 続きまして6ページでございますが、一番上の商工費から順次説明させていただきます。

商工会助成金は、例年、23年度と一緒にございます。

それから3行目でございますが、ミュージアムを拠点にした観光振興事業、歴史民俗資料館のことでございますが、21年から23年までいろいろと資料を整理してきましたが、24年度では、それを生かして資料館展示のリニューアルを行う予定でございます。それと、もう1件といたしまして、スマートフォンを使いまして、これは携帯端末で5機を予定しておりまして、観光客の方にお貸しをして各史跡をめぐっていただくというようなことで、2,662万7,000円を上げさせていただいております。

それと、特に変わったところということで、駅前の民家の活用計画でございますが、23年度はRCを壊させていただきましたので、24年度で詳細設計をやる予定でございます。

商工費は以上でございます。

産業建設課主幹（澤頭義幸君） 同じく6ページ、土木費の道路橋梁費でございます。町道維持補修事業の中にございます新幹線跨線橋耐震設計業務、これは山中の自害峰及び藤下の瀧之脇の2橋に伴う耐震設計をする業務でございます。もう1つ、橋梁長寿命化修繕計画でございますが、これは23年度に19橋点検をいたしましたので、その19橋に対し修繕計画を策定する業務でございます。含めまして3,660万円計上させていただいております。

続きまして、道路橋梁新設改良事業費でございますが、これは町道改良事業の工事費と、あと委託料を含めて3,050万円を計上させていただいております。

続きまして、県事業負担金でございますが、これは県道牧田関ヶ原線の道路改良に伴う負担金でございます。1,235万円を計上させていただいております。

続きまして、河川費でございます。河川費の中の急傾斜地崩壊対策事業でございますが、これは今須新明の急傾斜地崩壊対策事業でございます。平成19年から24年度、6年目を迎えて、完了年度となる予定でございます。1,850万円を計上させていただいております。

次に、7ページのほうをお願いいたします。

住宅費でございますが、町営住宅整備事業として今年度も天満住宅の屋根の塗装工事をやっておりますが、継続して工事を進めていくというものを含めまして590万円計上させていただいております。

西消防署長（田中文男君） 引き続き7ページをごらんください。消防費です。防災倉庫の建設工事といたしまして、1基79万円を計上させていただきました。

次に災害対策事業といたしまして、災害用備蓄物品50万円、災害用備品等として67万8,000円、トータル117万8,000円を計上させていただきました。以上です。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 同じく7ページの教育費でございます。その中で新しい事業といえば、1ページめくってください、8ページになりますが、中学校施設整備事業、ここの3,620万円の事業費なんですけれども、先ほどもお話がありました関ヶ原中学校の設計業務委託、それとこの中には校舎等の雨漏り、そういったものがございまして、その整備に係る事業費も含まれております。

それと、ずうっと下のほうへ行っていただきますと、今度学校給食費助成事業がございます。中学生の生徒を対象に行う、給食費の一部助成ということでございます。それに220万円計上させていただきました。

幼稚園費でございます。幼稚園の耐震補強事業ということで、補強計画を委託するというところでございます。

次に、社会教育費でございます。これも例年のごとく同じ事業等々の内容でございますが、9ページのふれあいセンター管理事業の2,215万1,000円の中には、説明の欄にございます特殊建築物構造設備調査委託業務というものがございまして、その予算を計上しております。

あと、保健体育費でございます。社会体育団体育成事業、中ほどにございますが、その説明の欄の一番下をごらんいただきますと、おにごっこ運動推進委員会助成金10万円、これを計上しております。

保健体育費の最後の欄になりますけれども、ぎふ清流国体事業ということで99万7,000円の事業を上げてございます。それぞれ、国体に向けての炬火リレーとか、そういった事業に使う予算でございます。以上でございます。

議長（浅野 正君） 第12款公債費は省略いたします。

次に、歳入全般について説明を求めます。

西脇監理官。

監理官（西脇康世君） それでは、引き続き一般会計歳入の説明をさせていただきます。

先ほど使いました予算資料の3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

最初に町税でございますが、町税全体では14億9,113万2,000円ということで、前年比、金額にして3,378万5,000円、率にして2.2%の減という予算になっております。内訳としましては、

町民税関係につきましては、東日本大震災等の災害、また景気が悪かったということで、個人分、法人分とも伸びが期待できないということで4.7%の減としております。

固定資産税につきましても、償却資産の減などによりまして若干の減少となっておりますが、9億601万2,000円ということでございます。

それから地方譲与税、また利子割交付金については、前年と同額というふうに見込んでおります。

また、恒久的な減税の影響による地方税の減収の補てんということで創設されております地方特例交付金につきましては250万円ということで、83.3%の大幅な減となっております。

それから地方交付税につきましては、国の出口ベースでは若干の増額となっておりますが、震災復興等の影響もかんがみまして8億3,000万円と、前年比5.1%の減とさせていただきました。

国庫支出金につきましては、子ども手当の見直しの影響によりまして2,291万2,000円、13.9%の減としております。

それから繰入金につきましては、財源不足を補うために財政調整基金等からの繰り入れ2億1,000万円を計上するとともに、町債では、臨時財政対策債等で3億920万円の増額となったところでございます。

次に、7ページのほうをお願いいたします。

歳入の性質的な比較でございます。自主財源につきましては、トータルで54.1%、19億3,399万6,000円ということになっておりまして、前年比8%の増となっております。大きな要因といたしましては、繰入金が1億6,000万円増額となっているものでございます。

他方、依存財源につきましては45.9%、16億3,880万4,000円ということで、金額的には前年より522万1,000円とわずかな減となったところでございますが、自主財源のほうの入りが大きかったということでこのような比率になったところでございます。

以上、簡単ですけれども、歳入全般の説明ということにさせていただきます。

議長（浅野 正君） 引き続きまして、議案第44号 平成24年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

住民課長（藤田栄博君） 説明資料の10ページに載っておりますが、後期高齢者医療特別会計ですが、後期高齢者医療広域連合納付金へ9,946万9,000円ということでございます。

そして、保健事業費が58万6,000円です。

以上、簡単でございますが、申しわけございません。

議長（浅野 正君） 議案第45号 平成24年度関ヶ原町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

藤田住民課長。

住民課長（藤田栄博君） 同じく10ページですが、国保の保険給付費ですが7億1,713万7,000円ということで、前年より0.95%の伸びということで、保険料を抑えつつ、伸び率をちょっと下げさせていただきますが、高いレベルでの減額ということにさせていただいております。

あと、次の12ページですが、健康増進指導事業で906万3,000円、例年の事業を行う予定でございます。以上です。

議長（浅野 正君） 続きまして、議案第46号 平成24年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

藤田住民課長。

住民課長（藤田栄博君） 12ページですが、介護保険特別会計ですが、これも保険給付費のほうですが5億6,300万円ということで、前年対比約3%の伸びということで、これも保険料を抑えるために伸び率を余り上げずに計算してございます。以上です。

議長（浅野 正君） 続きまして、議案第47号 平成24年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

藤田住民課長。

住民課長（藤田栄博君） 14ページをごらんください。介護サービス事業特別会計ということで、施設管理事業で2,664万4,000円、居宅サービス事業で6,933万1,000円、居宅支援サービス事業で3,382万3,000円ということで、それぞれ見てございます。

議長（浅野 正君） 続きまして、議案第48号 平成24年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計予算の説明を求めます。

三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 14ページでございます。玉農業集落排水事業特別会計でございます。

この会計につきましては、施設の管理及び公債費でございます。施設の管理につきましては、右にございます処理施設・マンホールポンプの電気料と施設維持管理業務委託料等が主な支出になっております。以上でございます。

議長（浅野 正君） 議案第49号 平成24年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会予算の説明を求めます。

三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 今須農業集落排水事業特別会計について説明させていただきます。

ここにつきましては、先ほどから何度かありますが、工事のほうが今年度完了いたしておりますので玉と同様に施設の管理になってまいりまして、農業集落排水の施設管理事業でございますが、同じく処理施設・マンホールポンプの電気料180万円、施設維持管理業務委託料が548

万円で、今年度の予算よりも若干金額がふえてまいる予定をしております。以上でございます。
議長（浅野 正君） 続きまして、議案第50号 平成24年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計
予算の説明を求めます。

三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 15ページの公共下水道事業特別会計でございます。

まず公共下水道施設管理事業、浄化センターの管理費でございます。これにつきましても、
電気料、施設維持の委託料、それから施設の修繕等の維持工事代でございます。

それから公共下水道建設事業でございますが、昨年度から野上地区をやっておりますが、24
年度につきましても、引き続き野上地区を東に工事を進めてまいる予定をしております。その
幹線及び面整備管渠工事が7,610万円、それから平成20年度に認可の変更をしておりますが、
それが24年、25年为目标になっておりますのでその認可変更業務900万円、それと浄化セン
ターの耐震診断業務ということで650万円を計上させていただいております。また、野上の工
事に伴いまして、水道の布設がえということで1,386万円を計上させていただいております。
以上でございます。

議長（浅野 正君） 続きまして、議案第51号 平成24年度関ヶ原町水道事業会計予算の説明
を求めます。

三宅水道環境課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） 同じく15ページでございます。水道事業会計でございます。主
なものを上げさせていただいております。

まず営業費用のほうでございますが、本年度も実施いたしました、藤古川浄水場のバルブ
レスろ過器のろ過砂ですが、その交換を1基考えております。

それから、以下建設改良費になりますが、平井浄水場ですが、4 拡を引き続き進めさせてい
ただくということで5,740万円を計上させていただいております。

それから上の谷の浄水場でございますが、ここにつきましては開設から20年が経過したとい
うことで、動力計装機器等がかなり老朽化してきているということで更新をさせていただく予
定をしております。

それから、下水でも説明させていただきましたが、野上地内の下水道工事に伴いまして水道
の布設がえということで1,386万円を計上させていただいております。以上でございます。

議長（浅野 正君） 議案第52号 平成24年度関ヶ原町病院事業会計予算の説明を求めます。

西脇病院事務局長。

病院事務局長兼総務課長（西脇哲郎君） お手元のほうに関ヶ原町病院事業会計用の予算資料
が行っていると思いますけど、そちらをごらんください。

先ほど町長のほうから平成24年度の所信表明がございましたので、それを受けまして、病院

といたしましては、地域医療を守るためのさらなる病院経営の改善に取り組んでいきたいというふうに思っております。医療の質とサービスの維持に努めていきたいというふうに考えております。

予算資料を1枚めくっていただきまして、1ページのほうでございますけれども、それぞれ24年度の予算額が載っておりますので見ておいてください。23年度との比較対照を載せております。

1ページの右上でございますけれども、町の繰入金としましては、前年対比として557万円の増という形になっております。

業務の予定量につきましては、現在129床の稼働ベッドで、90%の稼働率を目指すという形で進めております。

2ページにつきましては収益的収入及び支出ということで、ここの中で中ほどを見ていただいて、今回、企業債の借換債を行ったことにより他会計負担金が減をしておりますけれども、中ほどの他会計補助金につきましては、不採算経営基盤強化対策費用という形でその分を増額させていただいております。

3ページのほうをめぐってください。こちらが支出のほうにございますけれども、こちらにつきましても、中ほどの支払利息につきましては2,116万5,000円減という形で、高利の起債を借りかえたことによる支払利息の減というふうにとらえております。

4ページのほうの資本的収入及び支出につきましては、補助金のところでございますけれども、先ほどの医師対策事業、これは実は内示が来ておりまして457万5,000円、それと県のほうから障がい者歯科診療施設の補助金が60万円、こういったものがいただけるというふうになっております。

企業債につきましては、中病棟東館の点滴室ですけど、実はそちらの起債も5.2%で借換債の対象になりますので、24年度、2,000万円ではございますけれども、借りかえをさせていただきます。

支出のところにおきましては、医療機器につきましては、今回の診療報酬改定の影響もあり、CTの買い換え、13年たっておりますので、その買い換えが5ページのほうに費用としては3,765万円というふうに載っておりますので、またごらんください。

投資のところにつきましては、大学院生の先生方の先ほど認めていただいたところにつきましては、一応3名分、予算としては900万円を計上させていただいておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（浅野 正君） 御苦労さまでございました。

以上をもちまして、平成24年度予算の説明を終わりいたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時25分から行います。

休憩 午後 2 時16分

再開 午後 2 時25分

議長（浅野 正君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付しましたとおり、議案第53号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例についてを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第53号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（浅野 正君） 追加日程第1、議案第53号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、議案第53号について御説明を申し上げます。

この3月2日、最高裁において私個人に対する損害賠償請求の件に対して、上告を棄却するとの判決が出たことにより、二審の判決どおりとなりました。私自身はその判決には納得はしておりませんが、しかし、町長の立場にあることは間違いないこととございますので、多くの住民に心配をおかけいたしました。そして、町長として職員に対する責任もございまして、そのため、自分を律するため、3カ月間、20%の給与の減額によりその意を表したいと思っておりますので、本案を提出するものでございます。

なお、議会の皆様方をお願いをしまいたいことがございまして、今後、これまでもそうでございますが、住民に対するうそ報道をする議員、あるいは議会ですらその情報をもって執行部を糾弾するような行為、そうしたものに対しても議会として健全な結論を出していただくよう切にお願いをするものでございます。以上であります。

議長（浅野 正君） 質疑に入ります前に、この議案につきましては、起因となりました事件の当事者として田中議員が出席されておりますので、議長といたしまして、ここで田中議員の退席を命じます。

4番（田中由紀子君） 当事者じゃありません。

議長（浅野 正君） 聞きません。議長権限です。

4番（田中由紀子君） ちょっと待ってください、当事者ではないですよ、おかしいですよ。

議長（浅野 正君） 当事者です。

4番（田中由紀子君） 私は、もう一審で退けられているんですよ。

〔「一審で当事者やった」の声あり〕

〔「うそをついたらあかんで」の声あり〕

だから、もうそれは終わっているんですよ。

〔「終わっていない」の声あり〕

終わっているんですよ。

議長（浅野 正君） 静かにしてください。出てください。議長権限ですので排斥を命じます。

4番（田中由紀子君） おかしいですよ。

議長（浅野 正君） 命じます。出てください。

4番（田中由紀子君） だめです。出れません。

議長（浅野 正君） 議事は進めません。

4番（田中由紀子君） 出れません、おかしいです。

議長（浅野 正君） ほかの議員に聞きます。どうしますか。

4番（田中由紀子君） 法律上おかしいです。筋が通りません。もっと詳しく説明してください。なぜ当事者が言ってください。

議長（浅野 正君） 訴えたんでしょう。提訴したんでしょう。

4番（田中由紀子君） だから、もう一審で終わっていますって。

議長（浅野 正君） 一審で終わった……。

4番（田中由紀子君） 一審で終わっています。

議長（浅野 正君） それが引き続いておるんじゃないですか。この前も何かあったでしょう。

4番（田中由紀子君） 一審で終わっています。私は控訴しませんでした。田中由紀子の請求は退けるということで、私は……。

〔「当事者になる」の声あり〕

議長（浅野 正君） ちょっと待ってください。

〔「当事者ですよ」の声あり〕

〔「だけど、一審でおりたって……」の声あり〕

〔「いやいや、一連……」の声あり〕

8番（楠 達男君） 継続性はあるけれども、本人が原告の一人として一審をおりたと言うんでしょう。

4番（田中由紀子君） おりました。控訴しておりません。

8番（楠 達男君） おりたんでしょう、それを裁判所が認めたわけでしょう、おりたということは。一審でおりたということでしょう。だったら、当事者じゃないがね。

町長（浅井健太郎君） 証拠書類はありませんが、実はこの間……。

議長（浅野 正君） ちょっと待ってください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時30分

再開 午後 3 時26分

議長（浅野 正君） 大変長らくお待たせいたしました。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会を開いていただきました。楠委員長より委員会の報告を求めます。

楠委員長。

議会運営委員会委員長（楠 達男君） 休憩中に議会運営委員会を開催いたしました。大変お待たせをいたしました。その結果について報告をさせていただきます。

ただいま議長のほうから田中議員に対する本会議における除斥勧告に関して、本人から異議があったということで議運の中で検討をいたしました。

自治法の117条、議長及び議員の排斥という条文がありますが、この中に地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができるというのが趣旨であります。つまり、この意味は、ある事案、事件に対して、そこに利害関係のある者、当事者についても、これはこの条文が適用されて排斥の対象になるというふうに解釈します。

ただ、ここで問題になったのは、本件について田中議員が関係者であっても当事者でないという本人の主張がありまして117条が適用できないのではないかという議論もありますが、確かにこの二審の段階では田中議員は原告から外れたということではありますが、少なくとも、いわゆるこの健路裁判の第一審の原告団の一人であったわけでありまして。そういう意味では関係者であるし、事件の継続性は当然あって、その結果、最高裁判決があったわけでありましてから、そういう点で議会運営委員会としては退席をしていただくということで結論を得たところでありまして。

で、田中議員に直接事情聴取をした結果、最高裁判決が出された後、いわゆる先ほど町長が言われた、町長に対して何人かの方がここへ来られて謝罪要求をされた、その際の新聞社等へのファクスの中に「代表 田中由紀子」という名前があったということでありまして、そういう意味では当事者の一員であるという判断をいたしまして、この117条の当事者に該当するというところで……。

〔発言する者あり〕

いや、本人がそういうふうに言っているからいいわけでしょう。

〔発言する者あり〕

そういうことであって、したがって117条に基づいて議長のほうも排斥、退席ということでありますので、議会運営委員会としても本人の事情を聞いた中で退席をしていただくということで議運としては判断をいたしましたので報告いたします。

議長（浅野 正君） 大変御苦労さまでございました。

ただいまの議会運営委員長、楠さんに対する質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、これで質疑を終わります。

続きまして、討論を行いたいと思います。

討論のある方。

〔「退席」の声あり〕

失礼いたしました。

それでは、質疑はよろしいですか、議長の排斥命令を……。

〔発言する者あり〕

わかりました。それなら採決をとらせていただきます。

ただいまの議運の委員長さんの報告のとおり、地方自治法117条の規定によって田中由紀子君を排除したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

それでは、異議がありますので、起立によって採決をいたします。

それでは、田中由紀子君を排除することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数でございます。したがって、田中由紀子君を排除することは可決されました。

田中君の退場を求めます。

〔4番 田中由紀子君退場〕

それでは、追加日程第1、議案第53号の関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

8番（楠 達男君） いわゆるこの健路裁判ですね、通称「健路裁判」と言われているので私も健路裁判と言わせていただきます。これまでの町長の主張では、最高裁まで行ったら、むしろ逆転判決があるみたいな言い方があったんじゃないかと思うんです。しかし、現実には、その

議論は別にして、最終的に最高裁があのような判断をした。これは日本国憲法と法律に基づいて、三審制があって最高裁が出たわけですね。しかし、先ほどの町長の発言では、納得していないということでしょう。法治国家である日本の中で、最高裁まで行って最高裁判決が出た、判断が出されたことに対して、納得する、それは確かにいろいろあるでしょう。あるけれども、納得していないけれども、自分に対して、いろいろ町民に心配かけたから過料を科すということでしょう、今度の条例は。それは過料の中身は、私は重い軽いというのはちょっと別にして、まずそれよりも気になるのは、最高裁まで出された結論を、やっぱり町長として、行政のトップとして納得していない。そうしたら、何でその過料を科すんですか、自分に。納得していなかったら過料を料す必要はないんじゃない、逆説的に言えば。というふうに思います。まずその辺は謙虚に、やっぱり反省するところは反省していただかないと、納得していないけれどもとって、またいろんな形でチラシで出されて、それこそまた混乱のもとになると思うんですよ。

私は個人的に町長を責めるつもりはありませんけれども、感情論で。しかし、やっぱり最高裁判決については素直に従って、認めるところは認めていただいて、政治的な責任、道義的責任については、町民、あるいは議会に対して素直に謝っていただきたいというふうに思います。議長（浅野 正君） 答弁、浅井町長。

町長（浅井健太郎君） 最高裁の判決が出たときに、新聞の談話を見ますね、よく。納得していないというような談話は幾らでもあるんじゃないですか。もし、あなたがおっしゃったように、法治国家であり、自分は納得していないけど、明らかに最高裁が言った以上は、要するに皆さんに、さっき御心配をおかけしたとか、それから職員に対する示しであるとか、そういうことの中で私はこういう決断をしたということです。

ですから、そんなものは最高裁の判決でも、例えば複数制の場合は何対何に分かれたりなんかすることによってあるんですから、例えば7人おりますと4対3とか5対2とかという結論も幾らでもあるわけですから、当然それが一審、二審、三審とって、今の話がそういう結果になったと。しかし私個人は、本当に納得はしていません、はっきり言います。納得していませんけど、国の最高機関が決めたことですから、それを受け入れて、そしてさっき申し上げましたように、町長の立場として町民の皆さんに御心配もおかけしたと。それから職員にも常々きちんと言えということもいつも言っておるわけですから、自分が範を垂れなかったら、町長はわいわいわいわい言うておるけど、自分のときは何だというような話になりますし、そういう意味で私はそういう結論を出して皆さん方の同意を求めようと、そういうことであります。

〔挙手する者あり〕

議長（浅野 正君） 楠君。

8番（楠 達男君） わかりました。町長の主張はわかりましたんで確認ですが、健路に個人

名を書いたことね、あれについては納得していないということは、別に書いたこと自体が間違っていないということですね。そういう確認でよろしいね。

議長（浅野 正君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） まず、名前を書いた書かないということについて、これははっきり申し上げますけど、今さら言たって仕方がないことですが、その経緯については専門家の判断も仰いだことも事実です。ただ、今になってそれを言うと、書いたもんがないもんですから、要するに逆に名誉毀損で訴えられるということも考えられますので、それで私はそういう新聞社にも何も言っていないというのが事実なんです。

ただ、今回の件で、この関ヶ原町を訴えた裁判をちょっと考えていただくとわかりますが、一審の判決を見ればわかりますように、はっきり言って訴えた原告側は、5,208の反対者がいるという主張をして訴えているんです。ところが、5,208の中には、これはそのうちわかんと思いますが、要するに学校の経費は全部国から来ておると、そういうだまして署名をとったり、あるいは人の名前を勝手に書いたり、家族の名前を書いてくれと行って、それは裁判で一審が全部認めているんです。一審が認めていますし、要するに原告側についても、それについての反論というは一つもない。要するに、自分たちがそういうことをやったことは一切、こちらが言うても何も言わないんですね。ただ、言っているのは、歩くことがあかんあかと、調査したことがあかんと言っているだけなんですよ、はっきり言って。だから、うそを書いて、うそを楠議員も御存じですね、幾つぐらいのうそが出たか、ああやっておっしゃるんやで。そして、どういう人がだまされたかとか、それからはっきり言いますが、勝手に名前を書かれたという人は、うちのほうは証人としては2人しか出していません。1人は裁判所でやりました。1人は書面です。それから子供が書いたとか、そういう書面は何通か、それも出してあります。全部証拠採用されて、それに対する反論は、向こうは何もありません、はっきり言いますが。

8番（楠 達男君） ちょっと待って……。

町長（浅井健太郎君） ちょっと聞いてください。それで、今回の判断について、だから高裁がどういう判断をするか知りませんが、一審については、うちは正当防衛業務であるという主張をしたんです、はっきり言いますが。その結果、その一審の判断は、要するに判決内容に、例えば調査をしたことについて、なぜ許されたかということは黄色い紙に書きましたので、ちょっと私の記憶をたどって言いますと、1つは、これ全部関係あるから申していますのでね、こういうことだから私は納得できんということを最後に申し上げますので。だから、その1つは、署名の偽造と署名の真正を疑わしめる事象があったと言っているんです。偽造は、はっきりあったと言っているんです。

それからもう1つ、4つありまして、それから調査については同意をとっていると言ったんです、ちゃんと同意をとっている。

それから、田中議員が本会議で5,208という数字を盾にして町長を責め立てたと、うその数字ですよ、それは、はっきり言いますけど、議事録やなんかがあるわけですから、それは裁判所でも立証したわけですから、そういうものをもって町長を責め立てたと。

もう1つ何やった。

〔発言する者あり〕

〔「聞いていますから、わかっていますから、いいですよ、もうそれは」の声あり〕

いやいや、ちょっと待ってください。

署名簿の3項目ですね、それでいったと。で、私は、今回の裁判で名前を隠してお訴えになったわけですね。例えば、それが100人おったとします。そうしたら、1人55万円ということは5,500万、金を出せということになりますね。うちは物すごく裁判費用がかかりますね、町にとっては。負けても名前は出ないんです。それから、勝ったら金をもらっていただけです。たまたまこの間は自分で名乗り出ておやりになったので、自分で記者会見をされて、おれは原告団の代表やという形で自分がお出になった、それが現実ですよ。

だから私は、自分たちに正義があるんなら、堂々と名前を出してやってもらったほうがいいと思っておるんです。私はそういう見解ですから、だけど、それはだめだと言われたんですよ。最高裁ではだめだと言われたんですけど、私はそれについては納得できていないで納得できていないと言っておるわけです。

8番(楠 達男君) わかりました。確認だけですから、また一般質問でさせていただきますので、きょう確認は、もう一回言いますが、町長としてはいろいろ思いはある、主張点はあるけれども、最高裁でああいう結論が出された、これも事実ですよ。それについて納得はしていないということですね。

町長(浅井健太郎君) そうです。

8番(楠 達男君) はい、わかりました。

議長(浅野 正君) ほかにありませんか。

8番(楠 達男君) 納得していないということは、書いたこと自体も間違いじゃなかったということになりますよ。

町長(浅井健太郎君) そんなことになりませんよ。

8番(楠 達男君) いや、今の話、そうじゃないですか。

町長(浅井健太郎君) それは違いますよ、そんなことで……。

8番(楠 達男君) もういいですよ、一般質問でやりますから。

町長(浅井健太郎君) 決めつけしないで、やらんといてください。

議長(浅野 正君) ほかの方、質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

浅井町長。

町長（浅井健太郎君） これは議案につきましては、楠議員から今御質問もございましたが、当初申し上げたとおりでございます。悪い悪くないということについては、これは個人の判断でございますので、そういうふうのひとつ御理解をいただきたいと思います。

それから、もう1つお願いをしておきますが、議会として、やはりあかんことはあかん。これは皆さんにお願いしておきます。この間も独裁者なんていう侮辱するようなことを浴びせられても、議会の皆さんは何もおっしゃらない。非常に私は、人の名誉を傷つけるような言葉だと、私はあれは思っております、あの言葉についても。

それから、議員が町民にうそをつくというようなことは、私は絶対悪いことだと思っておりますので、そういうこととか、あるいはその数字で議会で糾弾するとか、そういうことが、私だけ言うんじゃないし、そういうことをやった人はやった人で、きちんと議会としても律していただきたい。人を責めるだけは、幾らでも責められます。

私は、今回、この最終日が23日ですね。実はこの間、議長さんとも……。

〔発言する者あり〕

なら、そういうことで。

散会の宣告

議長（浅野 正君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。明13日から22日までの10日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明13日から22日までの10日間は休会とすることに決しました。

来る3月23日は、午後1時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。なお、一般質問の締め切りは15日午後5時となっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。それから、一般質問の内容につきまして、締め切った後、拝見いたさせていただきまして、不適當な場合は、本人にもう一回検討の注意をする場合もありますので、あらかじめそのように御承知おき願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時46分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

